

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1. 景観の状況

(1) 主要な眺望点の分布及び概要

事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点は、第3.1.6-1表及び第3.1.6-1図のとおりである。

事業実施想定区域の周囲における主要な眺望点は、七ヶ宿ダム自然休養公園、馬牛沼、阿津賀志山山頂展望台等の35地点が挙げられる。

第3.1.6-1表(1) 主要な眺望点

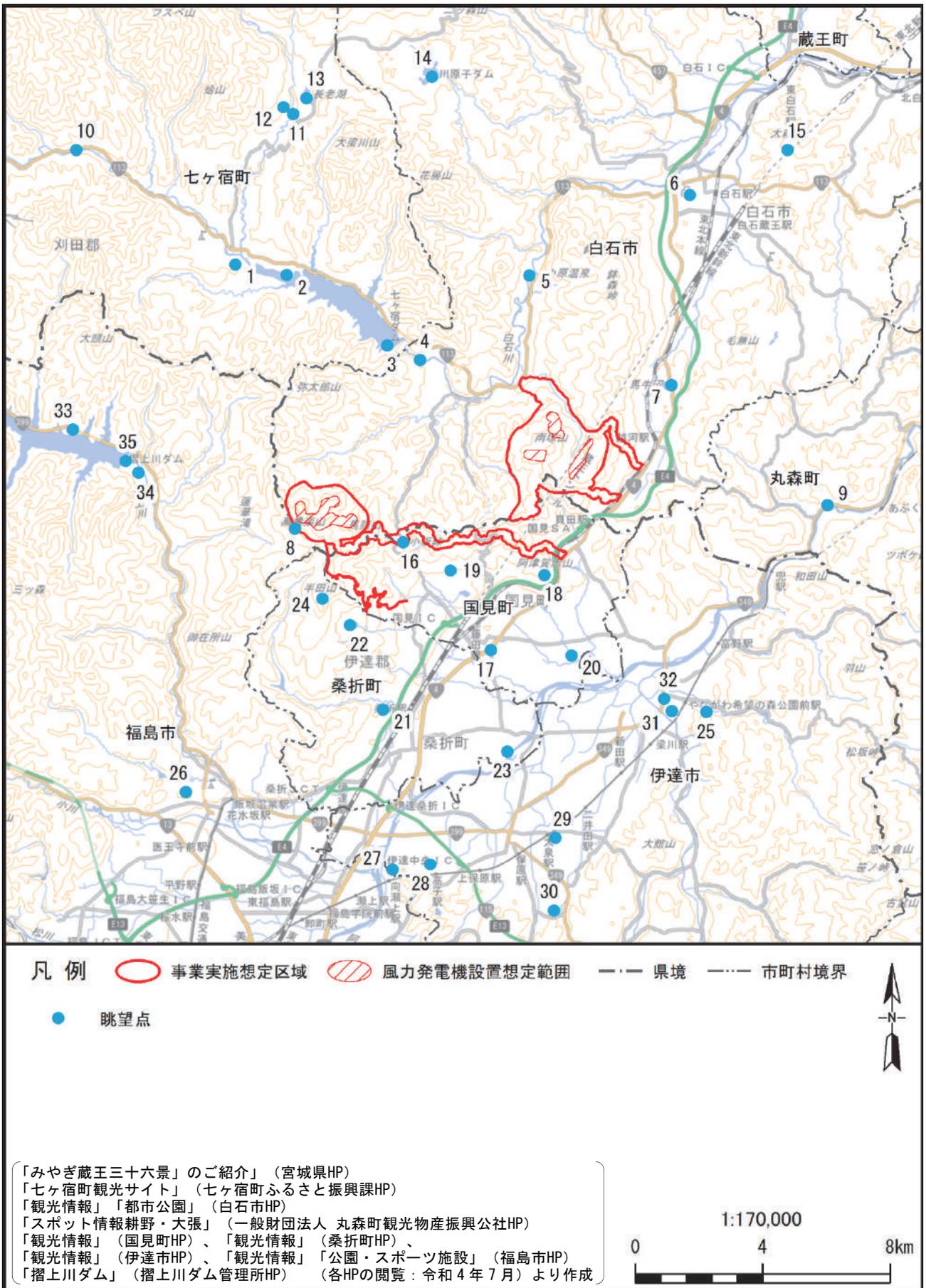
図中 番号	県名	眺望点	眺望点の概要
1	宮城	傾城森	傾城森と山伏森の2つの山があり、遊歩道も整備されている。頂上からは西に七ヶ宿の町並み、東に七ヶ宿ダム、北に蔵王連邦不忘山を望むことができる。
2	宮城	七ヶ宿ダム 自然休養公園	七ヶ宿ダムとともに整備された28haの広大な公園。運動広場、多目的広場など様々な施設がある。道の駅七ヶ宿が隣接している。
3	宮城	七ヶ宿ダム (右岸道路)	白石川を堰き止めた宮城県最大のダム。湖畔には公園や道の駅が整備され、春には植樹された桜が咲くなど四季折々の景色を望める。
4	宮城	材木岩公園	七ヶ宿ダムの下流に位置し、天然記念物の「材木岩」の景観を楽しめる公園。
5	宮城	スパッシュラン ド大吊橋	主塔が片側のみのもつり橋で、公園と温水プールをつないでいる。橋の上からは白石川の景観を楽しめる。
6	宮城	白石城天守閣	伊達家の重臣片倉氏の居城として歴史があり、天守閣からは蔵王連峰を望める。
7	宮城	馬牛沼	国道4号沿いにあり、白鳥の飛来地として知られている。トイレが整備されている。
8	宮城	萬歳楽山	宮城県と福島県の県境にあり、標高915m、見晴らし台からは360度のパノラマが楽しめる。
9	宮城	いななか道の駅 やしまや	宮城県の最南端に位置し、ウッドデッキからは阿武隈川を見ながら休憩ができる。
10	宮城	滑津大滝展望台	高さ約10m、幅約30mの滝で、「二階滝」とも呼ばれる。紅葉の時期には、ライトアップされている。
11	宮城	やまびこ吊橋	延長120mの東北一大きな吊り橋。高さ20mの橋の中央から眺める不忘山は絶景である。
12	宮城	南蔵王やまびこの森 キャンプ場	テントや寝具等、必要なキャンプ用具が準備されており、手ぶらで楽しめるキャンプ場である。
13	宮城	長老湖	南蔵王の不忘山の麓にあり、山々に囲まれてのボート遊びが楽しめる。湖面に山の姿を写すことでも知られ、周囲には遊歩道が整備されている。
14	宮城	不伐の森	川原子ダムの南側に位置し、散策路、あづまや、トイレ等が整備されている。ダム湖の後背に不忘山を望める。
15	宮城	大萩公園	標高263mの大萩山の中腹に位置し、市街地、蔵王連峰を望める。

第 3.1.6-1 表(2) 主要な眺望点

図中番号	県名	眺望点	眺望点の概要
16	福島	小坂峠	宮城県白石市と福島県国見町の境に位置し、産坂と幕末につくられた慶応新道が残り、当時の険しい峠越えが伺うことができる。
17	福島	道の駅 国見あつかしの郷	国道 4 号沿い福島県の北の玄関口に位置し、レストラン、宿泊施設、多目的ルーム等が整備され、あつかしテラスからは住宅や田畑とともに阿津賀志山を含む山々の景色が望める。
18	福島	阿津賀志山山頂展望台	標高 288.9m、山頂にある展望台からは阿武隈川を含む福島盆地とともに 360 度のパノラマが楽しめる。
19	福島	桐目木花の里	春にはソメイヨシノやカワズザクラ等が咲き、山の中腹には樹齢 200 年を超える「出会いの一本杉」があり、眼下には里山が広がる。
20	福島	あつかし千年公園	国指定史跡の阿津賀志防塁や中尊寺ハス池を自由に散策でき、トイレ・ガイダンス施設、イベント広場、あずまや、駐車場等が整備されている。
21	福島	桑折西山城跡	標高 193m の丘陵の先端にあり、麓に産ヶ沢川が流れる要害の地に築かれた山城。国の指定史跡に指定されている。
22	福島	半田山自然公園	半田山、半田沼等の自然景観を生かした公園で、展望台、キャンプ場、多目的広場等が整備されている。
23	福島	桃の郷ポケットパーク	一面の桃畑が広がり、桃源郷のような景色を醸し出している。展望台、トイレが整備されている。
24	福島	半田山	標高 863.1m、半田山自然公園とともに登山道が整備されている。11 月から 5 月中旬は山頂付近から半田沼を見下ろすとハート形に見える話題になっている。
25	福島	やながわ希望の森公園	公園入口にミニ SL が走り、春には 2000 本の桜が咲く。キャンプ、フィールドアスレチックス、ログハウス等が整備されている。
26	福島	舘ノ山公園	四方を川に囲まれた、自然の地形を使った大鳥城跡につくられた公園。福島市内を眺望できる。
27	福島	愛宕山	標高 114m、山頂には愛宕神社があり、展望台から東に霊山、西には吾妻連峰（吾妻山）、眼下には信達平野（福島盆地）を一望できる。
28	福島	高子岡城跡	伊達氏がはじめて居城としたと伝えられる城跡。山頂からは市内を一望できる。
29	福島	保原総合公園	伊達市の中心部に位置し、野球場・テニスコート等の運動施設、遊具施設、修景施設、国指定重要文化財「旧亀岡家住宅」等の教養施設を有する総合的なレクリエーション施設のある公園。
30	福島	紅屋峠千本桜森林公園	伊達地方北部が一望できる小高い丘に位置し、約 800 本の桜が植えられ、毎年春には多くの人を訪れる。
31	福島	梁川城跡	国指定の史跡。伊達氏が築城した平山城跡。中世の庭園が本丸部に残っている。
32	福島	まちなか駅 やながわ	国道 349 号沿いにあり、買い物や散策の途中で無料で休憩できる、まちなかの案内所。
33	福島	梨平公園	ダム湖畔に整備された公園で、ダム湖を一望できる。芝生広場ではピクニックやスポーツを楽しめ、夏にはカヤック等も行える。
34	福島	茂庭広瀬公園	摺上川ダムのふもとに位置する親水公園で、50 区画のキャンプ場や炊事場、公園遊具、多目的広場等が楽しめる。
35	福島	摺上川ダム	阿武隈川水系の摺上川につくられ、かんがい、上水道、工業用水、発電等に利用する多目的ダム。インフォメーションセンター等が整備されている。

注：図中番号、第 3.1.6-1 図を参照。

「みやぎ蔵王三十六景」のご紹介（宮城県 HP）
 「七ヶ宿町観光サイト」（七ヶ宿町ふるさと振興課 HP）
 「観光情報」「都市公園」（白石市 HP）
 「スポット情報 耕野・大張」（一般財団法人 丸森町観光物産振興公社 HP）
 「観光情報」（国見町 HP）
 「観光情報」（桑折町 HP）
 「観光情報」（伊達市 HP）
 「観光情報」「公園・スポーツ施設」（福島市 HP）
 「摺上川ダム」（摺上川ダム管理所 HP）
 （各 HP の閲覧：令和 4 年 7 月）より作成



第 3. 1. 6-1 図 主要な眺望点の状況

(2) 景観資源

「第3回自然環境保全基礎調査 宮城県・福島県自然環境情報図」（環境庁、平成元年）等によると、事業実施想定区域及びその周囲における景観資源は、第3.1.6-2表及び第3.1.6-2図のとおりである。

事業実施想定区域の周囲における景観資源は、萬歳楽山、雨塚山等の19地点が挙げられる。

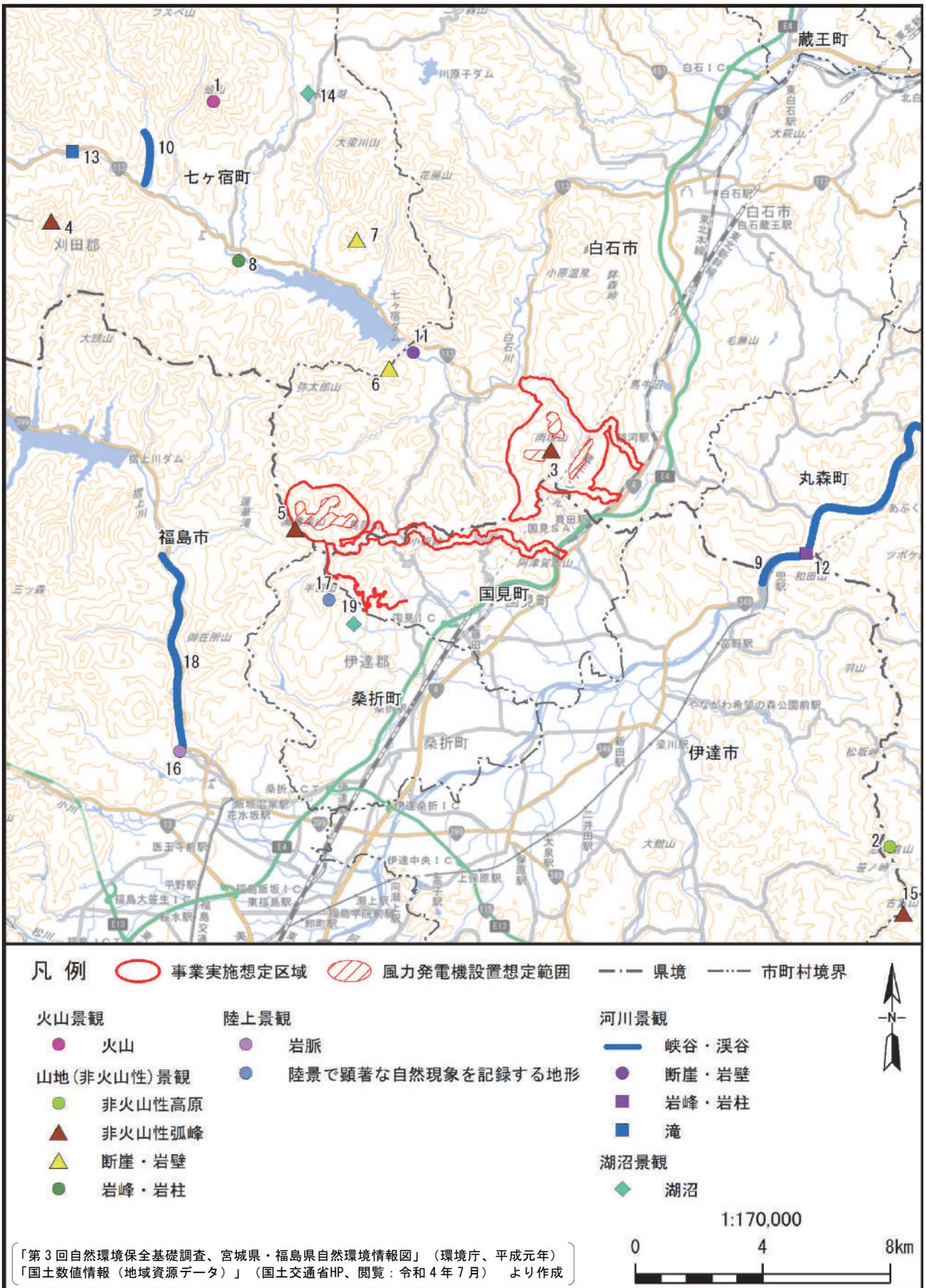
第3.1.6-2表 景観資源

宮城県		
図中番号	自然景観資源名	名称
1	火山	ハマグリ山
2	非火山性高原	古霊山を中心とした地域(窓ノ倉山高原)
3	非火山性孤峰	雨塚山
4		峠田山
5		萬歳楽山
6	山地 断崖・崖壁	虎岩
7		有矢山
8	山地 岩峰・岩柱	傾城森
9	峡谷・溪谷	阿武隈川溪谷
10		大深沢
11	河川 断崖・崖壁	小原の材木岩
12	河川 岩峰・岩柱	猿跳岩
13	滝	滑津大滝
14	湖沼	長老湖

福島県		
図中番号	自然景観資源名	名称
2	非火山性高原	窓ノ倉山高原
5	非火山性孤峰	萬歳楽山
15	非火山性孤峰	古霊山
16	陸景 岩脈	穴原の第三漣痕
17	陸景で顕著な自然現象を記録する地形	半田山の地すべり地
9	峡谷・溪谷	阿武隈川溪谷
18		摺上溪谷
12	河川 岩峰・岩柱	猿跳岩
19	湖沼	半田沼

注：図中番号、第3.1.6-2図を参照。

〔「第3回自然環境保全基礎調査、宮城県・福島県自然環境情報図」（環境庁、平成元年）
 「国土数値情報（地域資源データ）」（国土交通省HP、閲覧：令和4年7月）より作成〕



第3.1.6-2図 景観資源の状況

2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

事業実施想定区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、第 3.1.6-3 表及び第 3.1.6-3 図のとおりである。

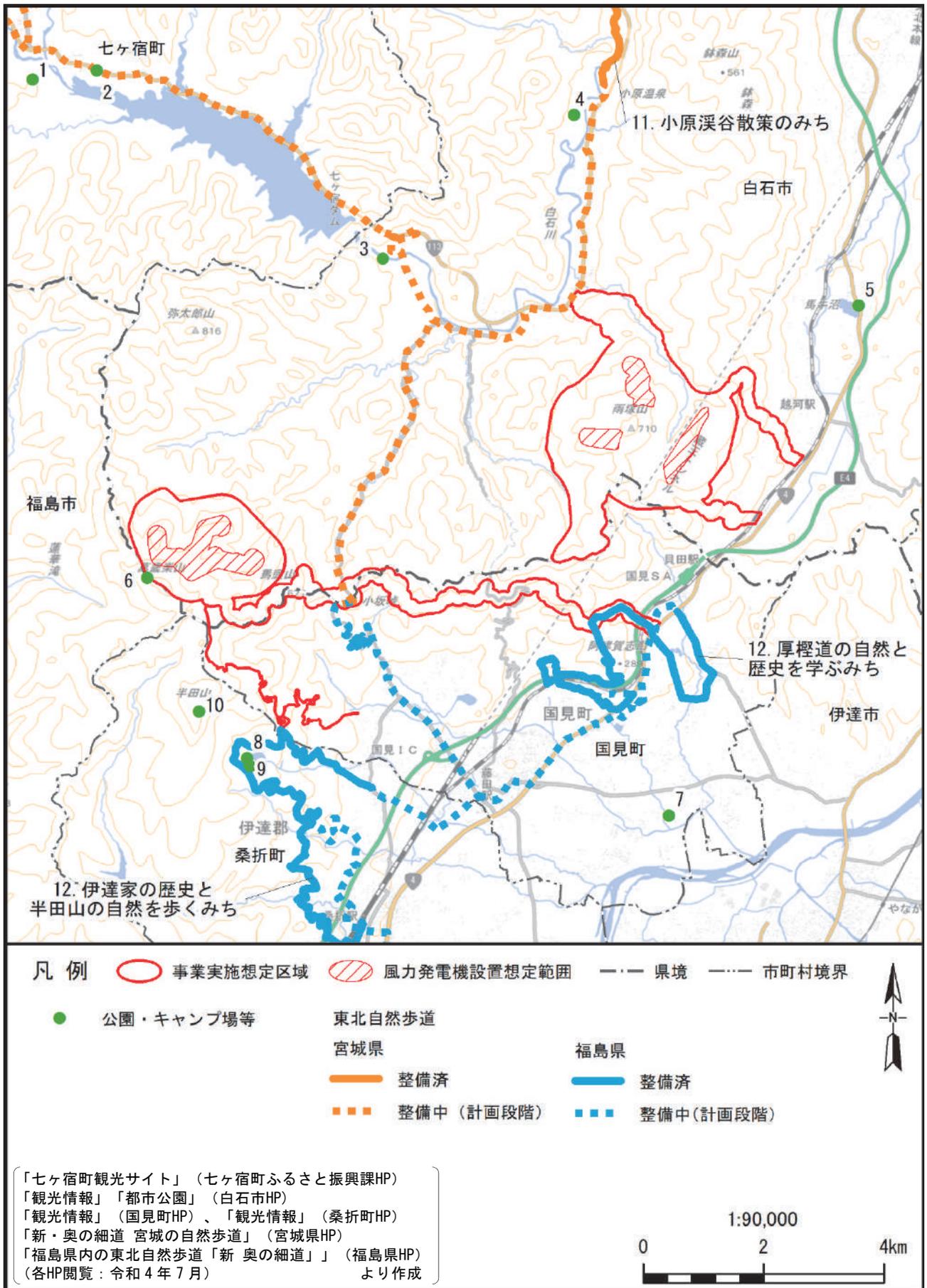
事業実施想定区域の周囲における人と自然との触れ合いの活動の場は、半田山自然公園等の 10 地点及び自然歩道 3 コースが挙げられる。

第 3.1.6-3 表 人と自然との触れ合いの活動の場

図中番号	県名	名称	概要
1	宮城	傾城森	傾城森と山伏森の 2 つの山があり、遊歩道が整備され、春のツツジ、秋の紅葉が楽しめる。
2	宮城	七ヶ宿ダム 自然休養公園	七ヶ宿ダムとともに整備された 28ha の広大な公園。運動広場、多目的広場など様々な施設がある。園内には七か宿にちなみ桜をはじめ 77 種 7,777 本の樹木が植えられている。
3	宮城	材木岩公園	七ヶ宿ダムの下流に位置し、天然記念物の「材木岩」と紅葉を楽しめる公園。
4	宮城	スパッシュラ ンドパーク	白石川沿いの位置するレクリエーション型総合公園で、花と緑に囲まれた園内には、シバザクラを中心に四季折々の花木と草花が楽しめる。
5	宮城	馬牛沼	国道 4 号沿いにあり、冬には白鳥の飛来地として知れている。
6	宮城・ 福島	萬歳楽山	宮城県と福島県の県境にあり、標高 915m、6 月には山頂への道中でツツジが楽しめる。
7	福島	あつかし 千年公園	国指定史跡の阿津賀志防塁や中尊寺ハス池を自由に散策でき、トイレ・ガイダンス施設、イベント広場、あずまや、駐車場等が整備されている。
8	福島	半田山 自然公園	半田山、半田沼等の自然景観を生かした公園で、展望台、キャンプ場、多目的広場等が整備されている。
9	福島	半田山 キャンプ場	半田自然公園内にあり、バンガロー 5 棟、テント 35 張、炊事棟 2 棟、トイレ 3 棟等が整備されている。
10	福島	半田山	標高 863.1m、半田山自然公園とともに登山道が整備されている。11 月から 5 月中旬は山頂付近から半田沼を見下ろすとハート形に見える話題になっている。
11	宮城	東北自然歩道	宮城県内の 29 コースのうち、小原温泉バス停から小久保平バス停までの 2.2km の「小原溪谷散策のみち」がある。
12	福島	東北自然歩道	福島県内には 26 コースのうち、国見町大木戸から国見町貝田までの 10.4km の「厚樫道の自然と歴史を学ぶみち」及び桑折町南半田から桑折町北半田までの 9.5km の「伊達家の歴史と半田山の自然を歩くみち」がある。

注：図中番号、第 3.1.6-3 図を参照。

「七ヶ宿町観光サイト」（七ヶ宿町ふるさと振興課HP、）
「観光情報」「都市公園」（白石市HP）
「観光情報」（国見町HP）
「観光情報」（桑折町HP）
「新・奥の細道 宮城の自然歩道」（宮城県HP）
「福島県内の東北自然歩道「新 奥の細道」」（福島県HP）
（各HP閲覧：令和 4 年 7 月）より作成



第3.1.6-3 図 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

事業実施想定区域の周囲における空間放射線量及び公共用水域の放射性物質濃度の測定結果は第3.1.7-1表～第3.1.7-3表、測定地点は第3.1.7-1図のとおりである。

事業実施想定区域の周囲の測定地点における空間放射線量の年平均値は、宮城県では令和3年の七ヶ宿町水と歴史の館で $0.060 \mu\text{Sv/h}$ 、白石市立越河小学校で $0.045 \mu\text{Sv/h}$ である。福島県では令和3年度の半田コミュニティセンターで $0.071 \mu\text{Sv/h}$ 、国見町役場で $0.041 \mu\text{Sv/h}$ である。

第3.1.7-1表 モニタリングポストによる空間放射線量測定結果（令和3年）

(単位： $\mu\text{Sv/h}$)

測定値	七ヶ宿町水と歴史の館	白石市立越河小学校
令和3年1月～12月の平均値	0.060	0.045

注：測定は地上高1.0m。

「空間放射線量率マップ-モニタリングポスト地点」
 (みやぎ原子力情報ステーションHP、閲覧：令和4年7月) より作成

第3.1.7-2表 福島県空間放射線量モニタリング測定結果（令和3年度）

(単位： $\mu\text{Sv/h}$)

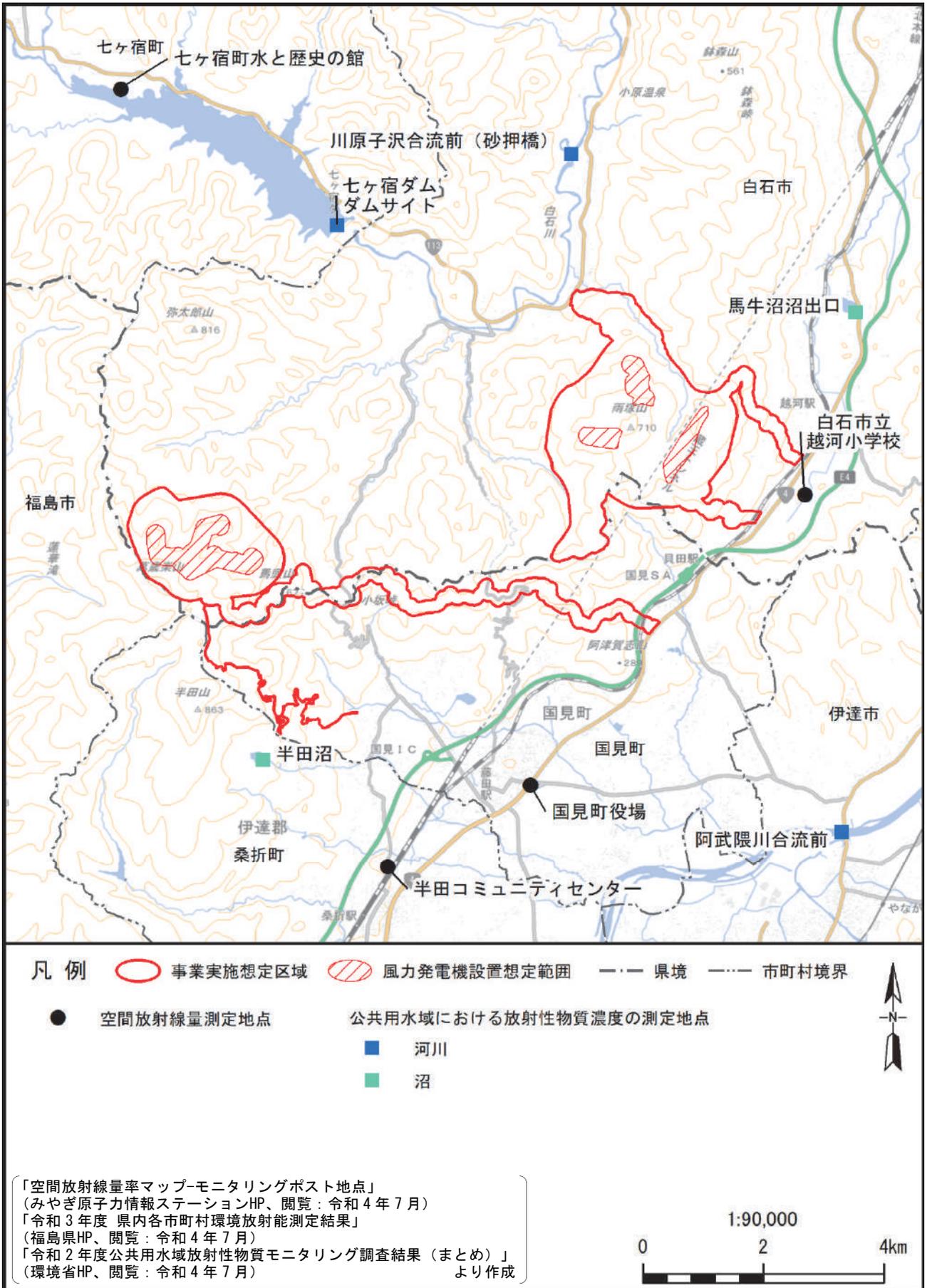
測定値	モニタリングポスト	
	桑折町	国見町
	半田コミュニティセンター	国見町役場
令和3年4月～令和4年3月の平均値	0.071	0.041

「令和3年度 県内各市町村環境放射能測定結果」
 (福島県HP、閲覧：令和4年7月) より作成

第 3.1.7-3 表 公共用水域における放射性物質濃度の測定結果（令和 2 年度）

市	水域名	地点名	採取日	試料		放射性物質濃度		
						放射性セシウム		
						単位	Cs-134	Cs-137
七ヶ宿町	阿武隈川	七ヶ宿ダム ダムサイト	12月23日	水質	表層	Bq/L	<0.92	<0.93
					下層		<0.95	<0.84
				底質		Bq/kg	7.4±2.1	170±7.9
				周辺環境			50±6.0	940±24
白石市	白石川	川原子沢合流前 (砂押橋)	1月12日	水質	-	Bq/L	<0.78	<0.98
				底質		Bq/kg(乾泥)	<6.1	44±3.7
				周辺環境		Bq/kg(乾)	20±3.2	450±13
白石市	-	馬牛沼 沼出口	12月15日	水質	表層	Bq/L	<0.86	<0.72
				底質		Bq/kg	38±8.1	790±29
				周辺環境			31±5.1	860±21
桑折町	県北（農 業用ため 池）	半田沼	12月11日	水質	表層	Bq/L	<0.96	<0.84
				底質		Bq/kg	<9.4	170±8.9
				周辺環境			220±12	4,500±47
伊達市	広瀬川	阿武隈川合流前	2月15日	水質	表層	Bq/L	<0.85	<0.91
				底質		Bq/kg	<5.1	22±2.6
				周辺環境			31±4.4	710±18

「令和 2 年度公共用水域放射性物質モニタリング調査結果（まとめ）」
 （環境省HP、閲覧：令和 4 年 7 月）
 より作成



第 3.1.7-1 図 空間放射線量測定地点

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

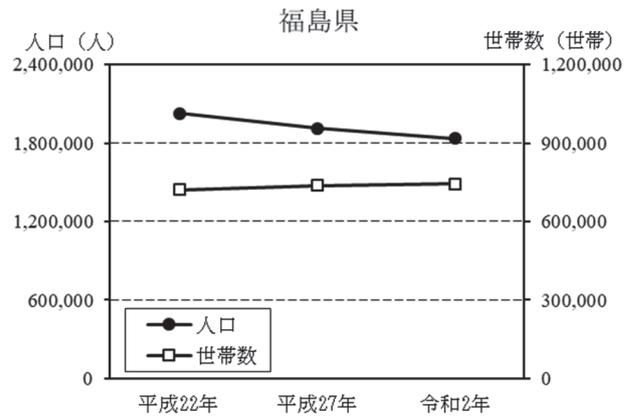
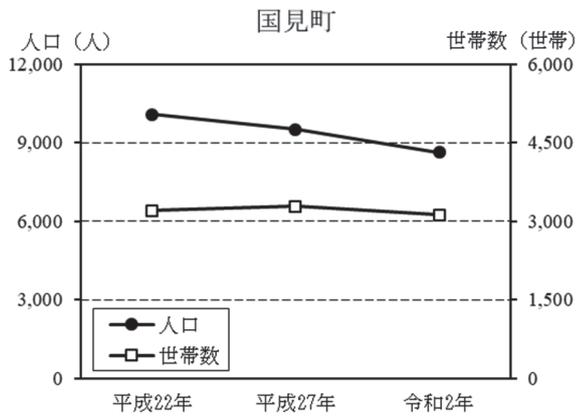
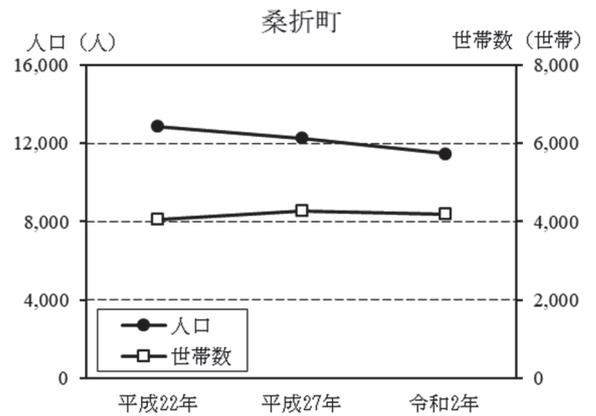
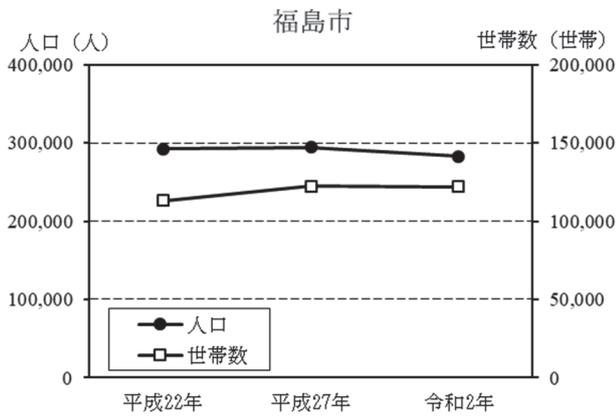
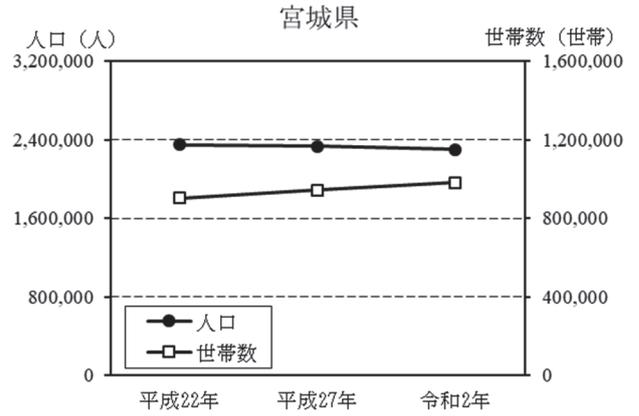
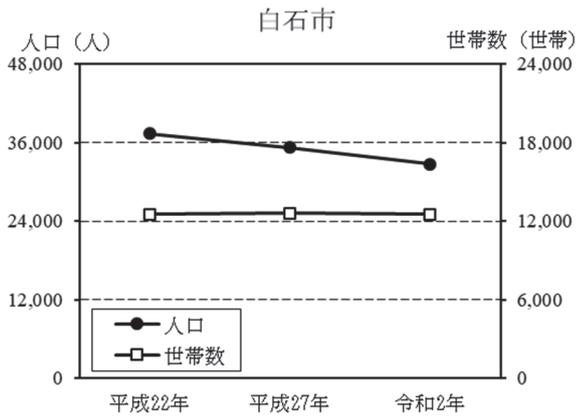
白石市、宮城県、福島市、桑折町、国見町及び福島県における人口及び世帯数の推移は、第3.2.1-1表及び第3.2.1-1図のとおりである。

白石市、桑折町及び国見町では人口が減少、世帯数が横ばいであり、福島市では人口が減少、世帯数が増加している。

第3.2.1-1表 人口及び世帯数の推移（各年10月1日現在）

区分	年	人口（人）			世帯数 （世帯）
		総数	男	女	
白石市	平成22年	37,422	18,158	19,264	12,532
	平成27年	35,272	17,118	18,154	12,585
	令和2年	32,758	15,976	16,782	12,518
宮城県	平成22年	2,348,165	1,139,566	1,208,599	901,862
	平成27年	2,333,899	1,140,167	1,193,732	944,720
	令和2年	2,301,996	1,122,598	1,179,398	982,523
福島市	平成22年	292,590	140,723	151,867	113,074
	平成27年	294,247	144,690	149,557	122,269
	令和2年	282,693	138,190	144,503	121,919
桑折町	平成22年	12,853	6,066	6,787	4,055
	平成27年	12,271	5,829	6,442	4,276
	令和2年	11,459	5,491	5,968	4,194
国見町	平成22年	10,086	4,835	5,251	3,204
	平成27年	9,512	4,594	4,918	3,291
	令和2年	8,639	4,114	4,525	3,123
福島県	平成22年	2,029,064	984,682	1,044,382	720,794
	平成27年	1,914,039	945,660	968,379	737,598
	令和2年	1,833,152	903,864	929,288	742,911

〔「平成22年、27年、令和2年国勢調査」（総務省統計局、平成23年、28年、令和3年）より作成〕



〔「平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査」(総務省統計局、平成 23 年、28 年、令和 3 年)より作成〕

第 3.2.1-1 図 人口及び世帯数の推移 (各年 10 月 1 日現在)

2. 産業の状況

白石市、宮城県、福島市、桑折町、国見町及び福島県における産業別就業者数及び割合は、第3.2.1-2表のとおりである。

令和2年10月1日現在の産業別就業者数の割合は、白石市、福島市、桑折町及び国見町では第三次産業の占める割合がそれぞれ60.8%、72.8%、58.7%、58.0%と最も高くなっている。

第3.2.1-2表 産業別就業者数及び割合（令和2年10月1日現在）

（単位：人、斜字：％）

産 業	白石市	宮城県	福島市	桑折町	国見町	福島県
第一次産業	922(5.5)	47,651(4.0)	5,767(4.0)	781(13.1)	696(16.1)	58,549(6.2)
農 業	861	39,948	5,592	776	693	54,960
林 業	59	1,541	164	5	3	2,359
漁 業	2	6,162	11	-	-	1,230
第二次産業	5,657(33.7)	263,229(22.3)	33,193(23.2)	1,675(28.1)	1,117(25.9)	279,147(29.6)
鉱業、採石業、砂利採取業	26	363	17	3	2	477
建設業	1,727	118,310	11,266	459	345	98,060
製造業	3,904	144,556	21,910	1,213	770	180,610
第三次産業	10,192(60.8)	870,238(73.7)	104,158(72.8)	3,496(58.7)	2,506(58.0)	605,301(64.2)
電気・ガス・熱供給・水道業	100	9,372	1,194	14	18	6,706
情報通信業	127	29,056	2,588	38	37	9,523
運輸業、郵便業	807	73,304	5,593	282	208	45,520
卸売業、小売業	2,374	204,355	21,279	812	628	137,784
金融業、保険業	228	25,986	3,941	75	53	17,216
不動産業、物品賃貸業	199	26,590	2,365	45	41	12,743
学術研究、 専門・技術サービス業	305	37,513	4,406	92	78	24,620
宿泊業、飲食サービス業	757	64,518	7,543	205	134	48,370
生活関連サービス業、 娯楽業	646	40,084	5,000	206	121	32,195
教育、学習支援業	686	63,049	8,010	211	105	42,433
医療、福祉	2,217	150,899	21,516	781	592	121,373
複合サービス事業	174	10,451	1,178	88	53	9,777
サービス業 (他に分類されないもの)	1,040	85,415	9,767	412	266	60,477
公務 (他に分類されるものを除く)	532	49,646	9,778	235	172	36,564
総 数	16,771	1,181,118	143,118	5,952	4,319	942,997

注：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔「令和2年 国勢調査」(総務省統計局、令和4年)より作成〕

(1) 農業

白石市、宮城県、福島市、桑折町、国見町及び福島県における販売目的の農作物作付（栽培）経営体数は、第3.2.1-3表のとおりである。

令和2年2月1日現在の販売目的の農作物作付（栽培）経営体数は、白石市、福島市、桑折町及び国見町では稲が最も多くなっている。

第3.2.1-3表 販売目的の農作物作付（栽培）経営体数（令和2年2月1日現在）

(単位：経営体)

種 類	白石市	宮城県	福島市	桑折町	国見町	福島県
稲	745	25,224	1,811	365	399	34,123
麦 類	x	271	4	5	3	152
雑 穀	13	326	10	4	1	2,202
いも類	x	1,020	176	17	25	2,299
豆 類	25	2,166	119	13	19	1,753
工芸農作物	12	357	41	2	7	1,042
野菜類	93	5,336	481	65	82	9,026
花き類・花木	14	585	205	9	7	1,370
その他の作物	15	2,579	162	67	62	2,801

注：調査対象数が2以下の場合には、調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする。

〔「2020年農林業センサス」(農林水産省、令和3年)より作成〕

(2) 林業

白石市、宮城県、福島市、桑折町、国見町及び福島県における所有形態別林野面積は、第3.2.1-4表のとおりである。

令和2年2月1日現在の林野面積は、白石市では19,415ha、福島市では49,351ha、桑折町では1,841ha、国見町では1,448haとなっている。

第3.2.1-4表 所有形態別林野面積（令和2年2月1日現在）

(単位：ha)

区 分	林野面積計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他官庁	小 計	独立行政法人等	公有林	私有林
白石市	19,415	4,019	4,011	8	15,396	1,021	3,491	10,884
宮城県	407,710	121,700	117,094	4,606	286,010	11,808	60,704	213,498
福島市	49,351	29,043	28,909	134	20,308	913	3,178	16,217
桑折町	1,841	383	383	-	1,458	41	776	641
国見町	1,448	-	-	-	1,448	-	340	1,108
福島県	942,413	373,261	370,975	2,286	569,152	12,511	95,936	460,705

注：「-」は調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2020年農林業センサス」(農林水産省、令和3年)より作成〕

(3) 水産業

白石市、宮城県、福島市、桑折町、国見町及び福島県における平成 30 年の内水面養殖面積は第 3.2.1-5 表のとおりである。

平成 30 年 11 月 1 日現在の内水面養殖面積は、白石市及び福島市では公表されておらず、桑折町及び国見町では内水面漁業が行われていない。

第 3.2.1-5 表 内水面養殖面積（平成 30 年 11 月 1 日現在）

区 分	白石市	宮城県	福島市	桑折町	国見町	福島県
養殖面積（㎡）	x	102,916	x	—	—	1,462,152

注：1. 「—」は事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「2018 年漁業センサス」（農林水産省、令和 2 年）より作成〕

(4) 商業

白石市、宮城県、福島市、桑折町、国見町及び福島県における商業の状況は、第 3.2.1-6 表のとおりである。

平成 27 年の年間商品販売額は、白石市では 83,551 百万円、福島市では 836,615 百万円、桑折町では 11,958 百万円、国見町では 9,573 百万円となっている。

第 3.2.1-6 表 商業の状況

業 種	区 分	白石市	宮城県	福島市	桑折町	国見町	福島県
卸売業	事業所数（事業所）	50	6,858	650	20	8	4,077
	従業者数（人）	554	64,898	5,592	153	23	32,365
	年間商品販売額（百万円）	52,996	8,782,579	482,926	4,453	666	2,522,021
小売業	事業所数（事業所）	294	15,245	2,076	87	82	14,551
	従業者数（人）	1,759	119,642	16,179	480	515	97,391
	年間商品販売額（百万円）	30,556	2,772,330	353,689	7,506	8,907	2,109,721
合計	事業所数（事業所）	344	22,103	2,726	107	90	18,628
	従業者数（人）	2,313	184,540	21,771	633	538	129,756
	年間商品販売額（百万円）	83,551	11,554,910	836,615	11,958	9,573	4,631,742

注：1. 事業所数及び従業者数は平成 28 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は平成 27 年 1 年間の数値である。

2. 各項目の金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳の値と合計が一致しないことがある。

〔「平成 28 年経済センサス - 活動調査」（経済産業省、平成 30 年）より作成〕

(5) 工業

白石市、宮城県、福島市、桑折町、国見町及び福島県における工業の状況は、第3.2.1-7表のとおりである。

令和元年の製造品出荷額等は、白石市では15,306,509万円、福島市では47,680,628万円、桑折町では5,209,081万円、国見町では1,202,758万円となっている。

第3.2.1-7表 工業の状況（従業員4人以上）

区 分	白石市	宮城県	福島市	桑折町	国見町	福島県
事務所数（事務所）	49	2,528	323	32	21	3,485
従業者数（人）	3,890	116,847	16,854	2,477	645	158,688
製造品出荷額等（万円）	15,306,509	453,356,515	47,680,628	5,209,081	1,202,758	508,896,570

注：事業所数及び従業者数は令和2年6月1日現在、製造品出荷額等は令和元年1年間の数値である。

〔「2020年工業統計調査」（経済産業省、令和3年）より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

白石市、宮城県、福島市、桑折町、国見町及び福島県における民有地の地目別土地利用の現況は、第3.2.2-1表、第3.2.2-1図のとおりである。

令和2年度の地目別民有地面積は、白石市で森林、国見町で山林、福島市及び桑折町でその他の面積が最も多く、森林の面積が白石市で19,523ha、山林の面積が国見町で1,247ha、その他の面積が福島市では40,946ha、桑折町では1,837haとなっている。

第3.2.2-1表(1) 土地利用の現況（宮城県：令和2年4月1日現在ほか）

(単位：ha、()内は%)

地域	農地	森林	原野等	河川等	道路	宅地	その他	総数
白石市	3,040 (10.6)	19,523 (68.1)	291 (1.0)	905 (3.2)	770 (2.7)	1,018 (3.6)	3,101 (10.8)	28,648 (100.0)
宮城県	125,806 (17.3)	413,521 (56.8)	3,880 (0.5)	32,969 (4.5)	34,506 (4.7)	48,336 (6.6)	69,211 (9.5)	728,229 (100.0)

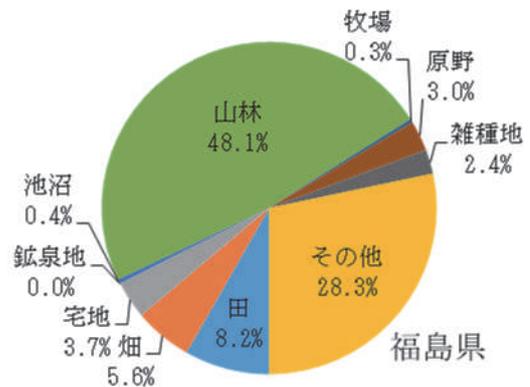
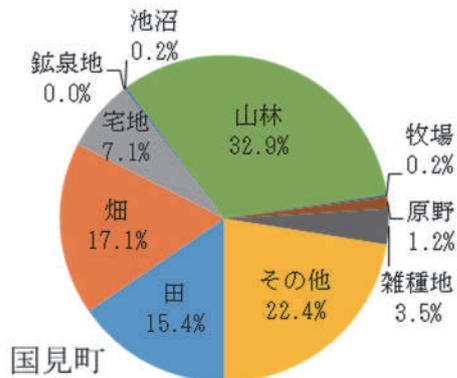
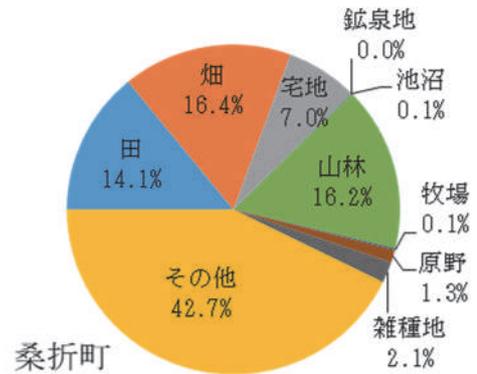
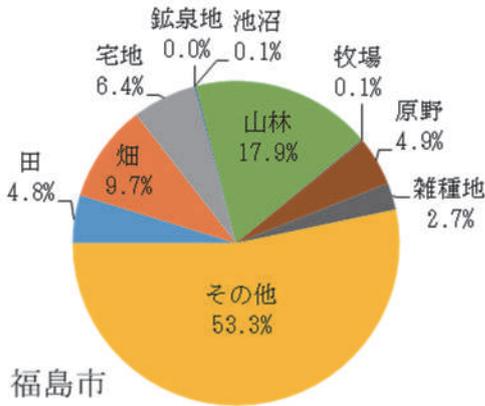
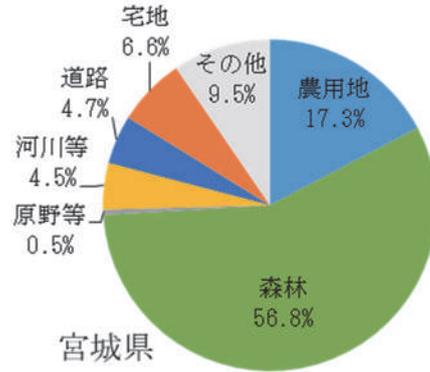
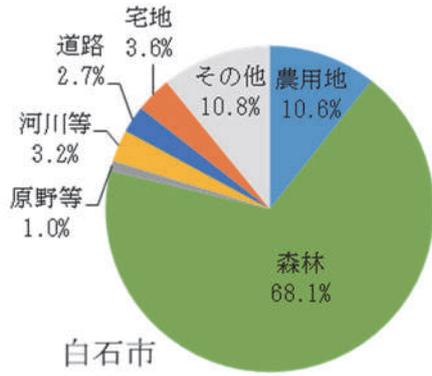
〔令和3年度 土地利用の現況と施策の概要〕（宮城県、令和4年）より作成

第3.2.2-1表(2) 土地利用の現況（福島県：令和3年1月1日現在ほか）

(単位：ha、()内は%)

地域	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	総数
福島市	3,685 (4.8)	7,469 (9.7)	4,877 (6.4)	0 (0.0)	112 (0.1)	13,778 (17.9)	68 (0.1)	3,771 (4.9)	2,067 (2.7)	40,946 (53.3)	76,772 (100.0)
桑折町	607 (14.1)	706 (16.4)	300 (7.0)	- (0.0)	3 (0.1)	696 (16.2)	6 (0.1)	54 (1.3)	88 (2.1)	1,837 (42.7)	4,297 (100.0)
国見町	585 (15.4)	649 (17.1)	271 (7.1)	- (0.0)	8 (0.2)	1,247 (32.9)	7 (0.2)	44 (1.2)	133 (3.5)	852 (22.4)	3,795 (100.0)
福島県	110,110 (8.2)	75,104 (5.6)	49,391 (3.7)	1 (0.0)	5,700 (0.4)	644,480 (48.1)	4,335 (0.3)	39,748 (3.0)	31,608 (2.4)	379,663 (28.3)	1,340,140 (100.0)

〔第136回 福島県統計年鑑2022〕（福島県HP、閲覧：令和4年7月）より作成



注：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔令和3年度 土地利用の現況と施策の概要〕（宮城県、令和4年）
 〔第136回 福島県統計年鑑2022〕（福島県HP、閲覧：令和4年7月）より作成

第3.2.2-1 図 土地利用の現況（令和2年度）

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

① 都市地域

事業実施想定区域及びその周囲における都市地域は第 3.2.2-2 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に都市地域が分布している。

② 農業地域

事業実施想定区域及びその周囲における農業地域は第 3.2.2-3 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に農業地域が分布している。

③ 森林地域

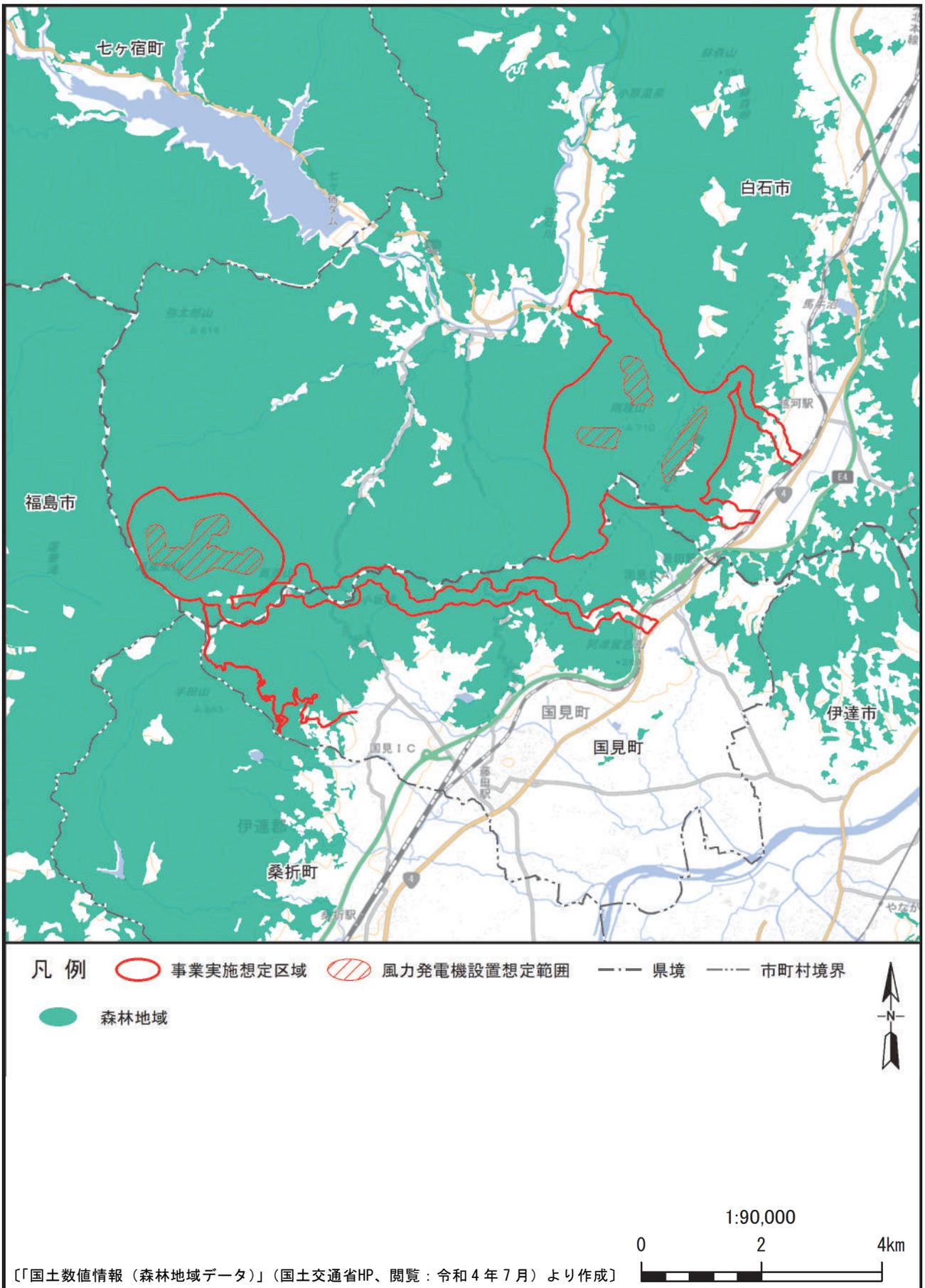
事業実施想定区域及びその周囲における森林地域は第 3.2.2-4 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に森林地域が分布している。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

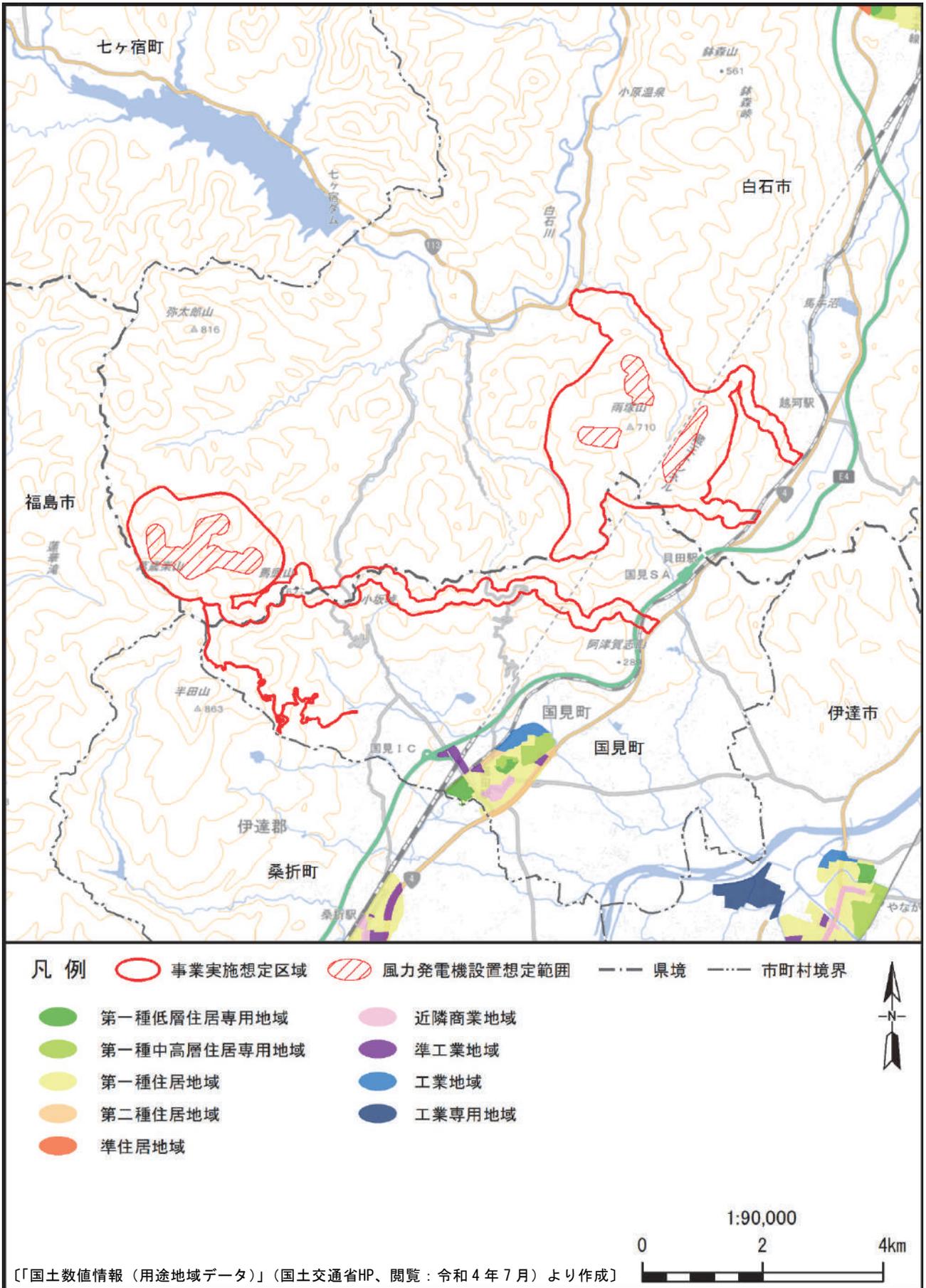
事業実施想定区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和 4 年 5 月 27 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は第 3.2.2-3 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に農用地区域が分布している。

(3) 都市計画用途地域

事業実施想定区域及びその周囲における「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の規定に基づく用途地域は第 3.2.2-5 図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に用途地域が分布している。



第 3.2.2-4 図 土地利用基本計画図（森林地域）



第 3. 2. 2-5 図 用途地域

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

(1) 水道用水としての利用

事業実施想定区域及びその周囲における水道用水の取水状況は第 3.2.3-1 表及び第 3.2.3-1 図のとおりであり、白石市では深井戸及び湧水、七ヶ宿町ではダム、桑折町では表流水及び湧水、国見町では深井戸から取水されている。

第 3.2.3-1 表 水道用水の取水状況

市町村	種別	施設名称	水源名称	取水量 (m ³ /日)	水源種別
白石市	上水道	白石市水道事業	湯元水源	260	深井戸
白石市	飲料水供給施設	上戸沢飲料水供給施設	上戸沢水源	83	湧水
白石市	飲料水供給施設	下戸沢飲料水供給施設	下戸沢水源	100.6	湧水
七ヶ宿町	上水道	仙南・仙塩広域水道事業	七ヶ宿ダム	300,000	ダム
桑折町	上水道	桑折町水道事業	内之馬場取水口	2,160	表流水
桑折町	簡易水道	桐ヶ窪簡易水道事業	芹ノ沢水源	48	湧水
桑折町	簡易水道	御免町簡易水道事業	銀山南下水源	30	湧水
桑折町	飲料水供給施設	銀山給水施設	大平水源	30	湧水
桑折町	飲料水供給施設	内ノ馬場給水施設	薬師堂水源	14.7	湧水
桑折町	飲料水供給施設	芹ノ沢給水施設	芹ノ沢水源	13.5	湧水
桑折町	飲料水供給施設	中北給水施設	鎌研水源	22	湧水
国見町	上水道	国見町水道事業	第 5 水源	800	深井戸

「環境アセスメントデータベース EADAS（上水道関連施設データ）」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 7 月）
 「白石市水道ビジョン」（白石市上下水道事業所、令和 3 年）
 「令和 3 年度七ヶ宿町水質検査計画」（七ヶ宿町、令和 3 年）
 「仙南・仙塩広域水道事業の概要」（宮城県 HP、閲覧：令和 4 年 7 月）
 「令和 3 年度水質検査計画」（福島市水道局、令和 3 年）
 「桑折町水道事業ビジョン」（桑折町、令和 3 年）
 「令和 3 年度桑折町水道事業水質検査計画」（桑折町水道事業、令和 3 年）
 「令和 3 年度水質検査計画」（国見町、令和 3 年）

より作成

(2) 発電用水としての利用

事業実施想定区域及びその周囲における発電用水の取水状況は第 3.2.3-2 表及び第 3.2.3-1 図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に刈田発電所及び関発電所等がある。

第 3.2.3-2 表 発電用水の取水状況

市町村	発電所名	発電の区分	認可最大出力 (kW)	最大使用水量 (m ³ /秒)	河川
白石市	刈田発電所	一般水力・水路式・流込み式	5,000	6.68	白石川 (阿武隈川水系)
七ヶ宿町	関発電所	一般水力・水路式・流込み式	2,100	2.09	横川 (阿武隈川水系)
七ヶ宿町	七ヶ宿ダム 管理用発電設備	一般水力・ダム式・貯水池式	3,600	8.47	白石川（七ヶ宿ダム） (阿武隈川水系)

「環境アセスメントデータベース EADAS（発電用水関係（利水現況図）」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 7 月）
 「東北電力の主な発電所」（東北電力株式会社 HP、閲覧：令和 4 年 7 月）
 「管理用発電設備」（七ヶ宿ダム管理所 HP、閲覧：令和 4 年 7 月）

より作成

(3) 漁業による利用

事業実施想定区域及びその周囲の河川には第 3.2.3-3 表及び第 3.2.3-2 図のとおり漁業権が設定されている。

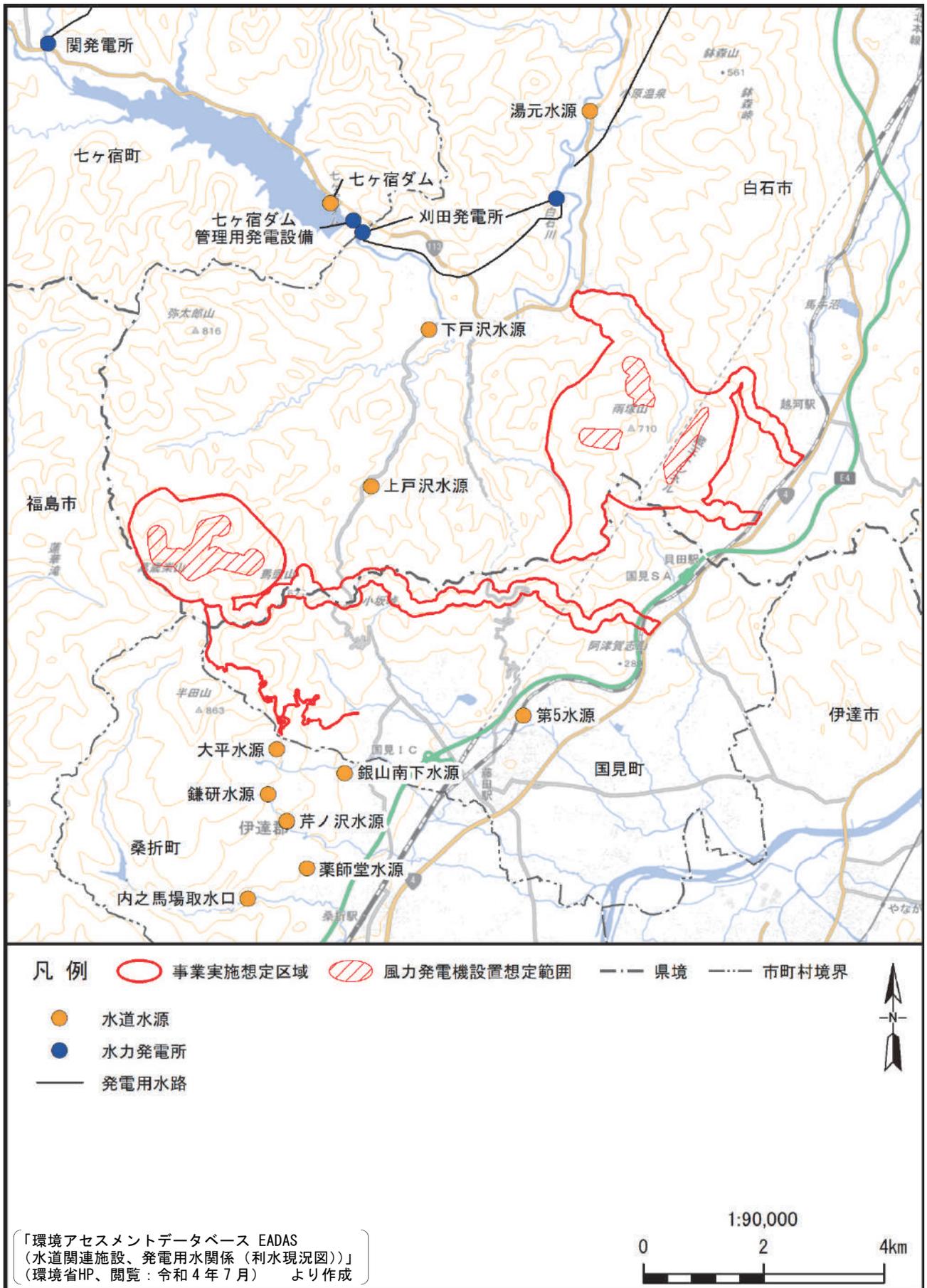
第 3.2.3-3 表 内水面漁業権の内容

漁業種類	免許番号	河川名	漁業名称	漁業権者
第五種共同漁業権	宮城内共第 22 号	白石川、横川、齋川、大梁川、	あゆ漁業、こい漁業、ふな漁業、うぐい漁業、いwana漁業、やまめ(さくらますを含む)漁業、わかさぎ漁業	白石川漁業協同組合
第五種共同漁業権	福島内共第 11 号	福島及び宮城県境から上流の阿武隈川本流及び支流の区域	あゆ漁業、こい漁業、ふな漁業、うぐい漁業、うなぎ漁業、いwana漁業、やまめ漁業	阿武隈川漁業協同組合

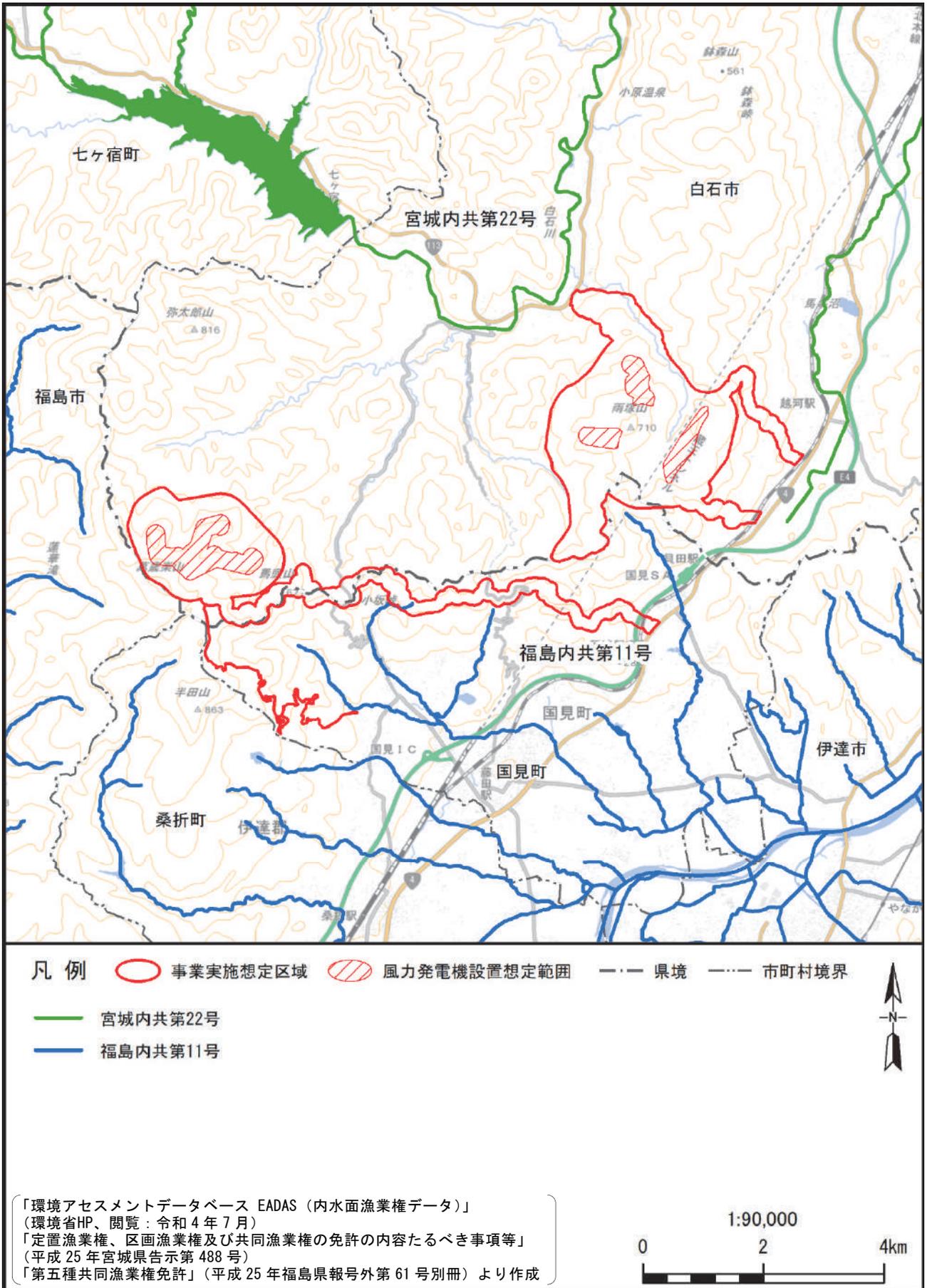
〔「定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の免許の内容たるべき事項等」(平成 25 年宮城県告示第 488 号)
「第五種共同漁業権免許」(平成 25 年福島県報号外第 61 号別冊)より作成〕

2. 地下水の利用状況

事業実施想定区域及びその周囲において、第 3.2.3-1 表のとおり白石市の湯元水源及び国見町の第 5 水源で地下水からの取水を行っている。



第 3. 2. 3-1 図 河川等の利用の状況



第 3. 2. 3-2 図 漁業権の位置図

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

事業実施想定区域及びその周囲における主要な道路の状況は第 3.2.4-1 図のとおりであり、東北自動車道、一般国道 113 号、宮城県道・福島県道 46 号（白石国見線）、宮城県道・福島県道 107 号（赤井畑国見線）等があげられる。平成 27 年度の交通量調査結果は第 3.2.4-1 表のとおりである。

また、事業実施想定区域及びその周囲において、東北新幹線及び東北線が敷設されている。

第 3.2.4-1 表 主要道路の交通状況（平成 27 年度）

（単位：台）

番号	路線名	交通量観測地点	交通量 (12 時間)	交通量 (24 時間)
①	東北自動車道	～一般国道 4 号白石 IC	22,947	34,632
②	一般国道 4 号	白石市斎川字地官山	8,836	13,116
③	一般国道 4 号	白石市福岡蔵本字屋敷前	17,504	23,805
④	一般国道 4 号	国見町貝田字松村	8,343	12,472
⑤	一般国道 113 号	-	2,515	3,068
⑥	一般国道 349 号	伊達市梁川町五十沢字宮下 22	1,889	2,305
⑦	一般国道 349 号	伊達市梁川町字白川田 51-1	5,186	6,483
⑧	宮城県道・福島県道 46 号 (白石国見線)	国見町小坂字北畠 36-1	1,632	1,991
⑨	宮城県道・福島県道 102 号 (平松梁川線)	伊達市梁川町八幡字火明 26	2,015	2,458
⑩	宮城県道・福島県道 107 号 (赤井畑国見線)	国見町藤田字観月台 1	1,358	1,630
⑪	福島県道 320 号 (五十沢国見線)	伊達市梁川町東大枝字南町 3	2,476	2,971
⑫	福島県道 321 号 (大枝貝田線)	国見町光明寺字滝ノ下 30-5	1,047	1,267
⑬	福島県道 353 号 (国見福島線)	国見町泉田字川北 65-1	509	641

注：1. 表中の番号は、第 3.2.4-1 図中の番号に対応している。

2. 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時 または 午前 0 時～翌日午前 0 時

3. 斜体字は推計値である。

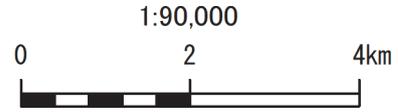
〔「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」
(国土交通省、平成 29 年) より作成〕



- 凡例**
- 事業実施想定区域
 - 風力発電機設置想定範囲
 - 県境
 - 市町村境界
 - 高速道路
 - 一般国道
 - 主要地方道
 - 一般県道
 - 新幹線
 - 新幹線（トンネル）
 - 鉄道
 - ①～⑬ 道路交通量調査地点



「国土数値情報（高速道路時系列データ、鉄道データ）」
 （国土交通省HP、閲覧：令和4年7月）
 「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査DVD-ROM」
 （一般社団法人 交通工学研究会、平成30年）より作成



第 3. 2. 4-1 図 主要な道路の状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下「環境保全上配慮すべき施設」という。）として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。事業実施想定区域及びその周囲における環境保全上配慮すべき施設は、第3.2.5-1表及び第3.2.5-1図のとおりであり、風力発電機設置想定範囲から約1.5kmの位置に小原小学校、約5.5kmの位置に村上医院、約1.6mの位置に越河保育園がある。

また、住宅の配置の概況は第3.2.5-2図のとおりであり、風力発電機設置想定範囲から最寄りの住居等までの距離は約1.0kmである。

第3.2.5-1表(1) 環境保全上配慮すべき施設（学校）

区分	施設名	所在地
幼稚園	くにみ幼稚園	福島県国見町森山太田川 36
小学校	越河小学校	宮城県白石市越河丑山下 44
	小原小学校	宮城県白石市小原伊勢原道上 1
	大平小学校	宮城県白石市大平森合権現山 1
	半田醸芳小学校	福島県桑折町南半田上田町 5
	国見小学校	福島県国見町藤田町尻 1-2
	梁川小学校	福島県伊達市梁川町菖蒲沢 21-1
中学校	小原中学校	宮城県白石市小原伊勢原道上 1
	県北中学校	福島県国見町森山西上野 20
	梁川中学校	福島県伊達市梁川町菖蒲沢 141-6
高等学校	西山学院高等学校	宮城県七ヶ宿町矢立平 4-5
	梁川高等学校	福島県伊達市梁川町鶴ヶ岡 33

〔「公立小学校、公立中学校」（宮城県教育委員会 HP、閲覧：令和4年7月）
「宮城県私立学校名簿（令和3年5月1日現在）」（宮城県、令和3年）
「新制度移行 幼稚園一覧、市町村立学校一覧、県立学校一覧」
（福島県 HP、閲覧：令和4年7月） 〕より作成〕

第3.2.5-1表(2) 環境保全上配慮すべき施設（医療機関）

区分	施設名	所在地
病院	公立藤田総合病院	福島県国見町大字塚野目字三本木 14
診療所	まつもとクリニック	福島県桑折町大字南半田字六角 15-1
診療所	井上内科クリニック	福島県桑折町大字谷地字石塚 15
診療所	村上医院	福島県国見町大字藤田字北 11-1
診療所	医療法人武田胃腸科内科医院	福島県国見町大字藤田字北 12
診療所	こばやし子ども・内科クリニック	福島県伊達市梁川町字内町 47
診療所	医療法人敬和会もり医院	福島県伊達市梁川町希望ヶ丘 24

〔「保険医療機関・保険薬局の管内指定状況等一覧」（東北厚生局 HP、閲覧：令和4年7月）より作成〕

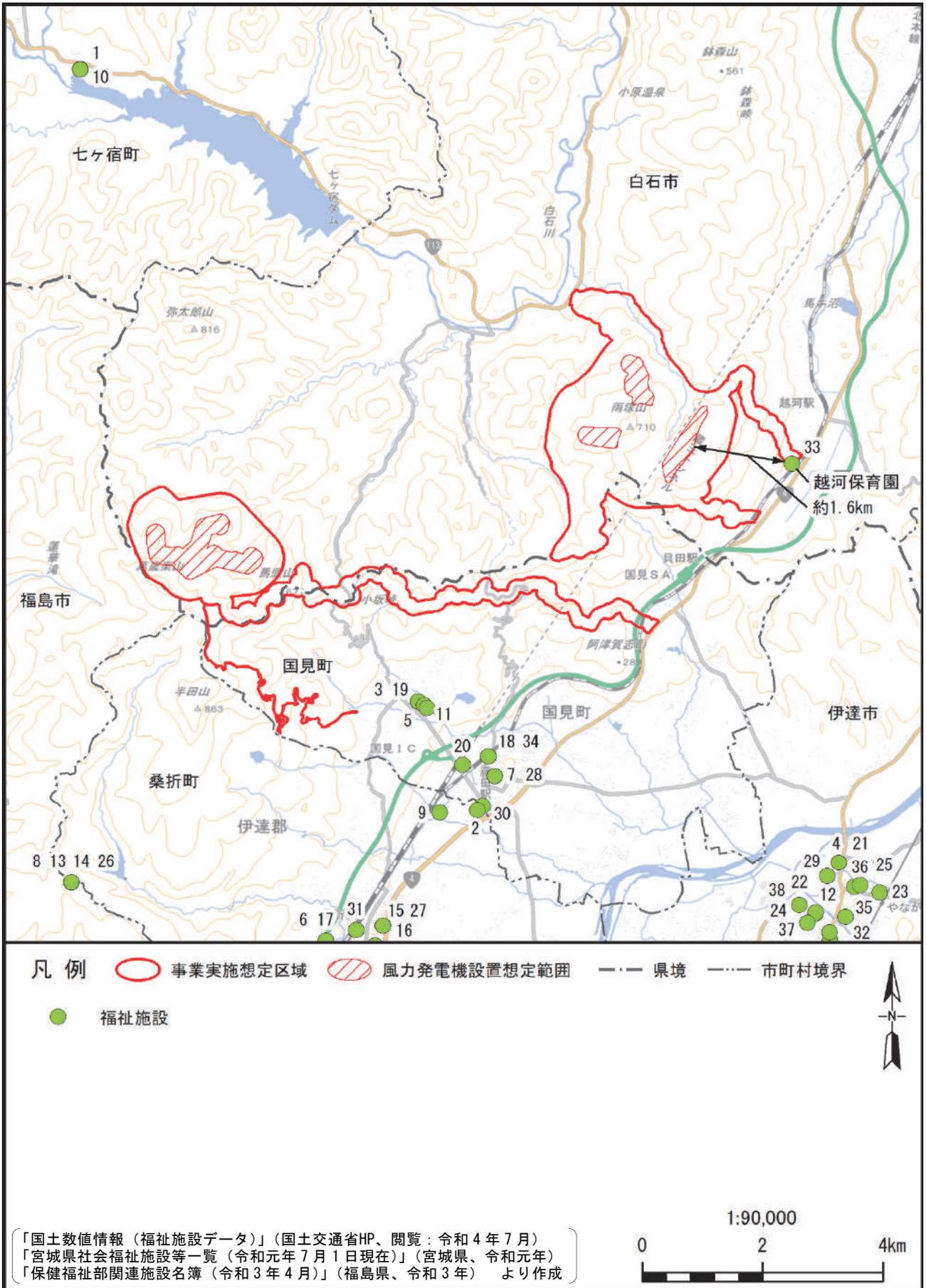
第 3.2.5-1 表 (3) 環境保全上配慮すべき施設 (福祉施設)

番号	区分	施設名	所在地	
1	特別養護老人ホーム	ゆりの里七ヶ宿	宮城県七ヶ宿町矢立 3-1	
2		あつかし荘	福島県桑折町北半田字一本木前 5-2	
3		国見の里	福島県国見町小坂南 3	
4		ラスール伊達	福島県伊達市梁川町東塩野川 56-1	
5	地域密着型 特別養護老人ホーム	地域密着型特別養護老人ホーム 国見の杜	福島県国見町小坂南 3	
6	老人福祉センター	桑折町老人福祉センター (桑折大かや園)	福島県桑折町万正寺字大権 16-1	
7		国見町老人福祉センター	福島県国見町藤田字観月台 15	
8	養護老人ホーム	緑光園 (盲養護)	福島県福島市飯坂町湯野字梁尻 1-1	
9		桑折緑風園	福島県桑折町北半田字峯 47	
10	認知症高齢者 グループホーム	七ヶ宿こもれびの家	宮城県七ヶ宿町矢立字獺 23-1	
11	介護予防認知症対応型 共同生活介護	グループホーム 国見の丘	福島県国見町小坂南 3	
12		グループホームやながわ	福島県伊達市梁川町北本町 17-3	
13	夜間対応型訪問介護	グリーンライト夜間対応型 訪問介護事業所	福島県福島市飯坂町湯野字梁尻 1-1	
14	老人福祉 施設等	デイサービスセンター グリーンライト	福島県福島市飯坂町湯野字梁尻 1-1	
15		やすらぎ園デイサービスセンター	福島県桑折町谷地字道下 22	
16		いきいきサポートセンター もんも館	福島県桑折町字東段 30	
17		大かや園デイサービスセンター	福島県桑折町万正寺字大権 16-1	
18		国見町デイサービスセンター	福島県国見町山崎字館東 12-1	
19		老人デイサービスセンター	デイサービスセンター 「国見の里」	福島県国見町小坂南 3
20			(有)シルバー専科日和くにみ	福島県国見町小坂字梅ノ町 9-9
21			デイサービスセンター ラスール伊達	福島県伊達市梁川町東塩野川 56-1
22			デイサービスセンターはるか	福島県伊達市梁川町北本町 17-1
23			通所介護 日和	福島県伊達市梁川町赤五輪 75-3
24			デイサービスセンター やながわ大生苑	福島県伊達市梁川町南本町 46-1
25			複合型サービス	指定看護小規模多機能型 居宅介護事業所 よるべ
26		地域包括支援センター	福島市飯坂東地域包括支援センター	福島県福島市飯坂町湯野字梁尻 1-1
27			桑折町地域包括支援センター	福島県桑折町谷地字道下 22
28	国見町地域包括支援センター		福島県国見町藤田字観月台 15	
29	障害福祉 サービス 事業所等	グループホーム	グループホームスクラム	福島県伊達市梁川町字西塩野川 3-1
30		短期入所	指定短期入所事業所 公立藤田総合病院	福島県国見町塚野目字三本木 14
31		障害者就労継続 B	輪楽創	福島県桑折町南半田字二本木 25-11
32	児童福祉 施設等	放課後等デイサービス	指定放課後デイサービスいぶき	福島県伊達市梁川町本町 62
33		保育所	白石市越河保育園	宮城県白石市越河五賀字南原 2-6
34			藤田保育所	福島県国見町山崎字館東 12-1
35			梁川中央保育園	福島県伊達市梁川町字内町 41-1
36			ふれ愛保育園	福島県伊達市梁川町字上町 9
37			梁川保育園	福島県伊達市梁川町字中久保 32-1
38	認定こども園	梁川認定こども園	福島県伊達市梁川町山城館 7-1	

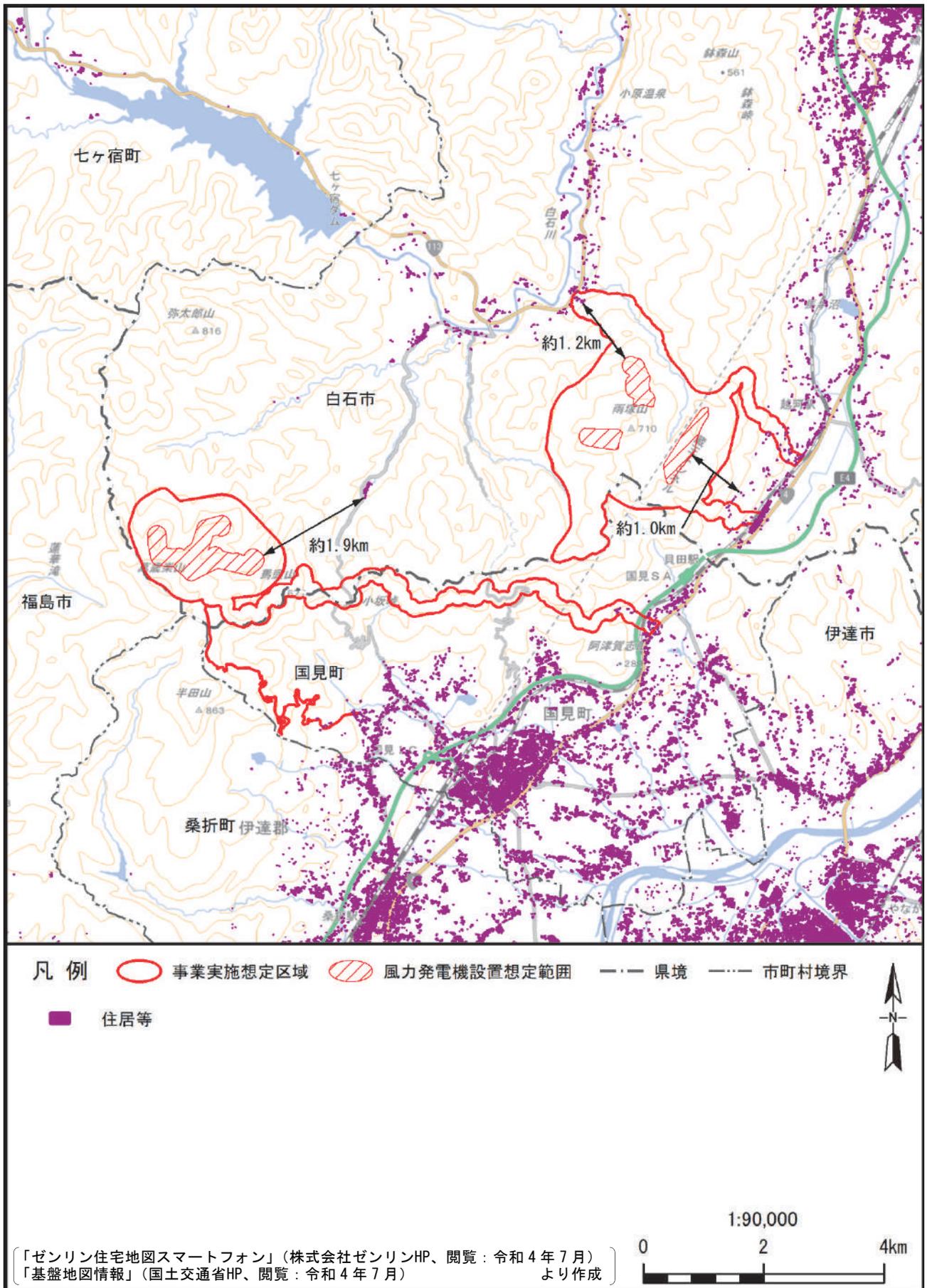
〔「宮城県社会福祉施設等一覧 (令和元年 7 月 1 日現在)」(宮城県、令和元年)
「保健福祉部関連施設名簿 (令和 3 年 4 月)」(福島県、令和 3 年) より作成〕



第 3.2.5-1 図(1) 環境保全上配慮すべき施設の状況（学校及び医療機関）



第 3. 2. 5-1 図(2) 環境保全上配慮すべき施設の状況（福祉施設）



第 3. 2. 5-2 図 住居等の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

白石市、宮城県、福島市、桑折町、国見町及び福島県における汚水処理人口普及状況は、第3.2.6-1表のとおりである。

令和2年3月31日現在の汚水処理人口普及率は、白石市では90.3%、福島市では87.2%、桑折町では79.1%、国見町では70.3%である。

第3.2.6-1表 汚水処理人口普及状況（令和2年3月31日現在）

区 分	行政人口 (人)	汚水処理人口 (人)					汚水処理 人口 普及率 (%)
		合計	下水道	農業集落 排水施設	浄化槽	その他	
白石市	33,432	30,182	22,534	1,762	5,886	0	90.3
宮城県	2,283,164	2,107,395	1,882,791	65,366	156,520	2,718	92.3
福島市	276,006	240,730	183,051	2,251	55,428	0	87.2
桑折町	11,679	9,236	5,530	0	3,706	0	79.1
国見町	8,932	6,280	4,442	0	1,838	0	70.3
福島県	1,853,699	1,551,098	1,002,698	121,294	426,584	522	83.7

注：1. その他には、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及びコミュニティ・プラントを含む。

2. 汚水処理人口普及率 (%) = 汚水処理人口 / 行政人口 × 100

〔「R1 生活排水処理人口普及率の市町村別集計表（事業別）」（宮城県 HP、閲覧：令和4年7月）
 〔第135回 福島県統計年鑑2021〕（福島県 HP、閲覧：令和4年7月）より作成〕

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

白石市、宮城県、福島市、桑折町、国見町及び福島県における一般廃棄物（ごみ）の処理状況は、第3.2.7-1表のとおりである。

令和2年度における一般廃棄物（ごみ）の総排出量は、白石市では11,461t、福島市では111,456t、桑折町では5,381t、国見町では3,689tとなっている。

第3.2.7-1表 一般廃棄物の処理状況（令和2年度）

区 分		白石市	宮城県	福島市	桑折町	国見町	福島県
ごみ 総排出量	計画収集量 (t)	10,719	714,724	98,403	4,133	2,679	618,169
	直接搬入量 (t)	508	70,724	11,474	1,210	811	76,383
	集団回収量 (t)	234	28,879	1,579	38	199	15,897
	合計 (t)	11,461	814,327	111,456	5,381	3,689	710,449
ごみ 処理量	直接焼却量 (t)	9,316	630,083	92,816	4,246	3,004	594,574
	直接最終処分量 (t)	0	5,608	51	0	0	2,748
	焼却以外の中間処理量 (t)	1,877	143,523	12,793	901	492	71,864
	直接資源化量 (t)	10	5,686	4,217	198	0	24,374
	合計 (t)	11,203	784,900	109,877	5,345	3,496	693,560
中間処理後再生利用量 (t)		2,915	93,821	5,440	404	240	53,670
リサイクル率 (%)		27.6	15.8	10.1	11.9	11.9	13.2
最終処分量 (t)		503	97,267	13,136	673	504	83,378

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) ×100

〔「令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省、令和4年)より作成〕

2. 産業廃棄物の状況

宮城県及び福島県における産業廃棄物の状況は、第 3.2.7-2 表のとおりであり、平成 29 年度の宮城県における産業廃棄物の排出量は仙南地域が 726 千 t、令和 2 年度の福島県における産業廃棄物の排出量は福島市が 290 千 t、県北地区が 404 千 t である。

また、事業実施想定区域を中心とした半径 50km の範囲における産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の施設数は第 3.2.7-3 表、立地状況は第 3.2.7-1 図のとおりであり、中間処理施設が 271 か所、最終処分場が 33 か所となっている。

第 3.2.7-2 表(1) 産業廃棄物の状況（宮城県：平成 29 年度実績）

(単位：千 t / 年)

県	発生量	排出量	減量化量	資源化量			最終処分量
				合計	有償物量	再生利用量	
仙南地域	733	726	310	414	7	407	8
宮城県	11,003	10,930	6,428	4,395	73	4,322	175

注：表中の数字は、四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

〔「宮城県産業廃棄物等実態調査報告書（令和 29 年度実績）」（宮城県、平成 31 年）より作成〕

第 3.2.7-2 表(2) 産業廃棄物の状況（福島県：令和 2 年度実績）

(単位：千 t / 年)

県	発生量	排出量	減量化量	資源化量			最終処分量
				合計	有償物量	再生利用量	
福島市	-	290	-	-	-	-	83
県北地域	-	404	-	-	-	-	18
福島県	7,704	7,498	2,935	4,257	206	4,051	512

注：表中の数字は、四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

〔「令和 3 年度福島県産業廃棄物排出処理状況確認調査業務報告書（令和 2 年度実績）」（福島県、令和 4 年）より作成〕

第 3.2.7-3 表 中間処理施設及び最終処分場の分布状況（平成 24 年度）

(単位：か所)

県	市町村	中間処理施設数	最終処分場数
宮城県	仙台市宮城野区	19	0
	仙台市若林区	17	0
	岩沼市	12	0
	仙台市青葉区	10	6
	柴田町	9	0
	仙台市泉区	8	0
	名取市	8	0
	村田町	5	0
	仙台市太白区	4	1
	角田市	4	0
	白石市	3	0
	大河原町	3	0
	蔵王町	2	0
	川崎町	2	0
	丸森町	2	0
	山元町	2	0
	亘理町	1	0
福島県	福島市	19	6
	南相馬市	14	1
	大玉村	6	3
	伊達市	5	0
	猪苗代町	4	0
	郡山市	4	0
	相馬市	3	0
	二本松市	3	0
	本宮市	3	0
	桑折町	3	0
	川俣町	2	2
	浪江町	1	0
	新地町	1	0
飯舘村	1	3	
山形県	山形市	30	0
	米沢市	17	7
	上山市	8	1
	長井市	7	0
	南陽市	7	0
	天童市	6	0
	高島町	5	0
	白鷹町	3	2
	山辺町	3	1
	川西町	2	0
	飯豊町	2	0
中山町	1	0	
合 計		271	33

「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」
 （国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：令和 4 年 7 月）より作成

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき全国一律に定められており、その内容は第3.2.8-1表のとおりである。

第3.2.8-1表(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	
<p>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。</p> <p>4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>	

「大気の汚染に係る環境基準について」
 (昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日)
 「二酸化窒素に係る環境基準について」
 (昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日)
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」
 (平成21年環境省告示第33号) により作成

第 3.2.8-1 表(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物 質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」
 （平成 9 年環境庁告示第 4 号、最終改正：平成 30 年 11 月 19 日）より作成

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき定められており、その内容は第 3.2.8-2 表のとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲においては、第 3.2.8-1 図のとおり、白石市で騒音に係る環境基準について地域の類型を当てはめる指定地域がある。また、新幹線鉄道騒音に係る環境基準については第 3.2.8-3 表の通りである。

第 3.2.8-2 表(1) 騒音に係る環境基準（一般地域・宮城県）

地域の類型	基準値		該当地域
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	仙台市青葉区荒巻字青葉の第 2 種中高層住居専用地域の内文教地区（公園区域を除く）
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	仙台市他 25 市町村の区域で第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、仙台市の第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（一部地域に限る）、他 25 市町村の第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	仙台市他 25 市町村の近隣商業地域（一部の地域を除く）、商業地域、準工業地域、工業地域

注：仙台市他 25 市町村は、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村、美里町、女川町、南三陸町である。

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）
 「令和 3 年版宮城県環境白書（資料編）」（宮城県、令和 4 年）より作成

第 3.2.8-2 表(2) 騒音に係る環境基準（一般地域・福島県）

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	住宅地以上に特に静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等の施設が集合して設置されている地域（福島県内では指定地域なし）
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及びこれに相当する地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びこれに相当する地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれに相当する地域

注：環境騒音（一般地域及び道路に面する地域）の環境基準の類型を当てはめる地域を有する市町村は、福島市、郡山市、白河市、会津若松市、南相馬市、いわき市、二本松市、須賀川市、西郷村、喜多方市、本宮市、石川町である。

〔「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）
 〔「騒音規制について」（福島県HP、閲覧：令和4年7月）より作成〕

第 3.2.8-2 表(3) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

〔「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）より作成〕

第 3.2.8-2 表(4) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

〔「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）より作成〕

第 3. 2. 8-3 表 (1) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準 (宮城県)

地域の類型	基準値	該当地域
I	70 デシベル以下	東北新幹線鉄道の本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ 300 メートル以内の区域(以下「沿線区域」という。)のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに別表第一下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。
II	75 デシベル以下	沿線区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別表第二下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。 ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。

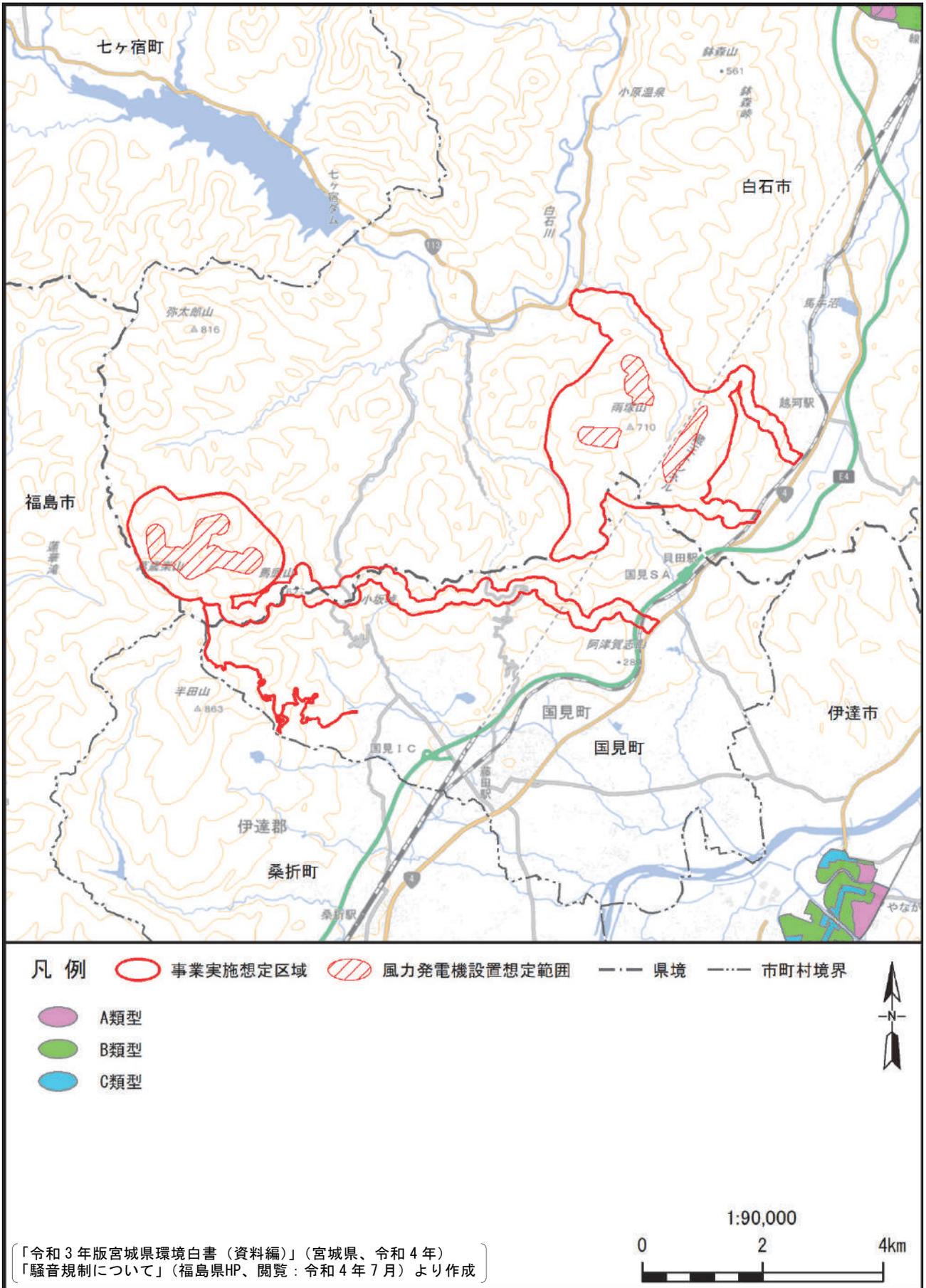
〔「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和 50 年環境庁告示第 46 号、最終改正：平成 12 年 12 月 14 日)より作成〕
 〔「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(宮城県 HP、閲覧：令和 4 年 7 月)より作成〕

第 3. 2. 8-3 表 (2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準 (福島県)

地域の類型	基準値	該当地域
I	70 デシベル以下	東北新幹線の軌道中心から両側へそれぞれ 300m 以内の地域であって、原則として、都市計画法に定める第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の地域であって新幹線軌道付近に住居が存在する地域
II	75 デシベル以下	沿線地域のうち、原則として、都市計画法に定める商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域以外の地域であって I 以外の地域

注：トンネル上部、河川敷、工業専用地域については適用されない。

〔「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和 50 年環境庁告示第 46 号、最終改正：平成 12 年 12 月 14 日)より作成〕
 〔「騒音に係る環境基準について」(福島県 HP、閲覧：令和 4 年 7 月)より作成〕



第3.2.8-1 図 騒音に係る環境基準の類型指定状況

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、第 3.2.8-4 表のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

なお、「生活環境の保全に関する環境基準」は第 3.2.8-5 表及び第 3.2.8-6 表のとおりであり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。

事業実施想定区域及びその周囲においては、第 3.2.8-7 表及び第 3.2.8-2 図のとおり、白石川上流が河川 AA 類型、斉川全域、阿武隈川中流(2)及び広瀬川が河川 B 類型、七ヶ宿ダムが湖沼 A 類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、第 3.2.8-8 表のとおりであり、すべての地下水について定められている。

第 3.2.8-4 表 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

〔水質汚濁に係る環境基準について〕（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成]

第 3.2.8-5 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

第 3.2.8-5 表(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔水質汚濁に係る環境基準について〕（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成]

第 3.2.8-6 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

- 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。
- 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成]

第 3.2.8-6 表(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1・2・3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考 1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。 2. 基準値は、年間平均値とする。 3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 4. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

第 3.2.8-6 表(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

第 3.2.8-6 表(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

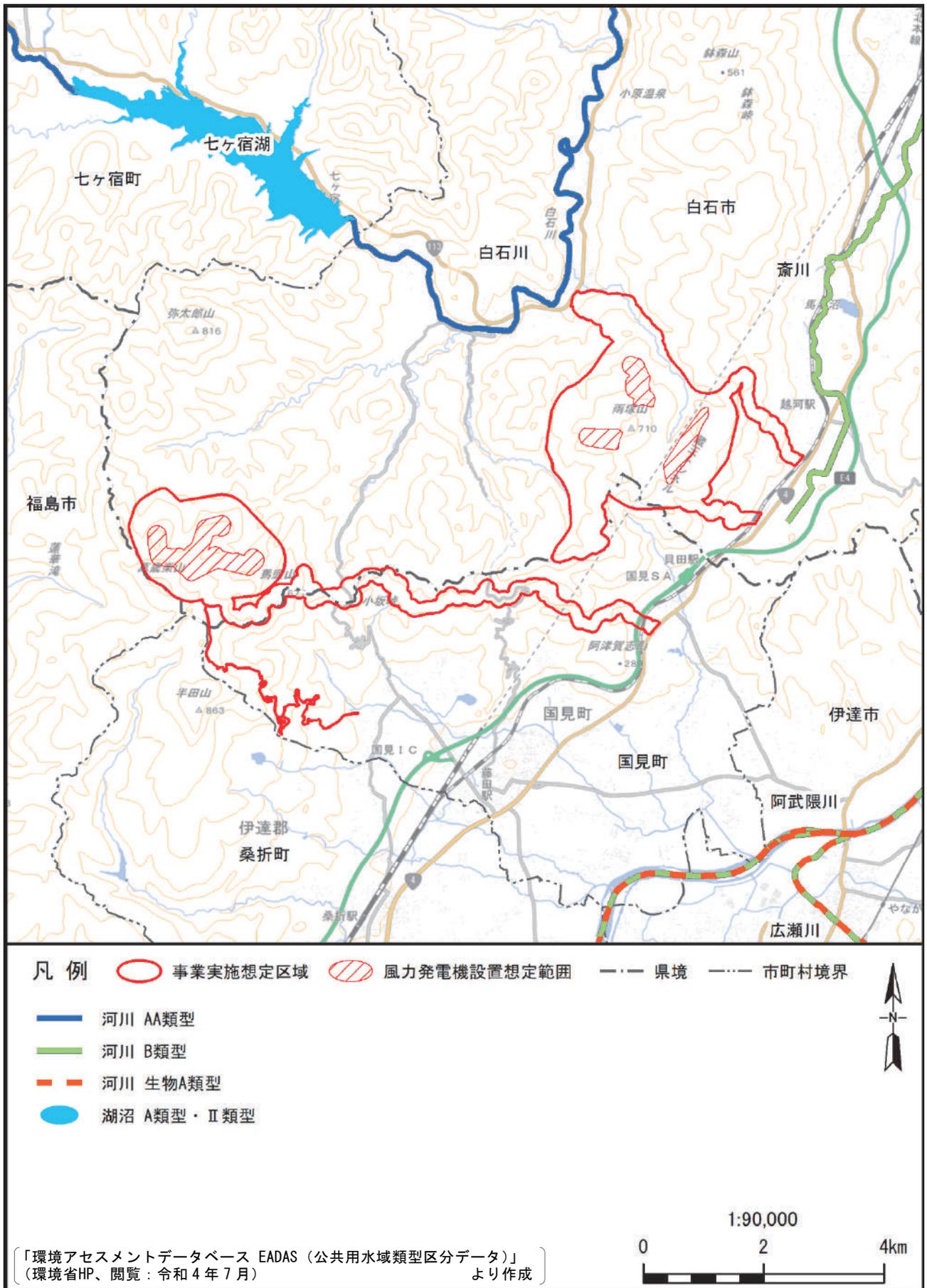
第 3.2.8-7 表 水質汚濁に係る環境基準の類型区分

利水目的	水系名	水域名	水域範囲	類型	達成期間	指定年月日	告示
河川	阿武隈川	白石川上流	川原子沢合流点より上流	AA	イ	S46.5.25	国
		斉川全域	白石川合流点まで（流入する支川を含む）	B	イ	S54.3.30	宮城県
		阿武隈川中流(2)	五百川合流点から内川合流点（宮城県）まで	B	ロ	S46.5.25	国
		阿武隈川(1)	羽出庭橋（宮城県丸森町）より上流	生物 A	イ	H22.9.24	環境省
		広瀬川	館ノ腰橋より下流	B	イ	H18.3.24	福島県
		広瀬川	-	生物 A	イ	H21.3.23	福島県
湖沼		七ヶ宿ダム	七ヶ宿ダム全域	A	イ	H12.5.19	宮城県
				II	イ	H12.5.19	宮城県

注：「イ」：直ちに達成

「ロ」：5 年以内で可及的速やかに達成

〔「水質環境基準と類型あてはめ」（宮城県 HP、閲覧：令和 4 年 7 月）
「水質データ集」（福島県 HP、閲覧：令和 4 年 7 月）より作成〕



第 3.2.8-2 図 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

第 3. 2. 8-8 表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号、
最終改正：令和 3 年 10 月 7 日)より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき全国一律に定められており、その内容は第3.2.8-9表のとおりである。

第3.2.8-9表 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号、最終改正：令和2年4月2日）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、第 3.2.8-10 表のとおり定められている。

第 3.2.8-10 表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

(2) 規制基準等

① 大気汚染

大気汚染に関しては、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号、最終改正：令和4年6月17日)に基づき、ばい煙及び有害物質に係る特定施設、指定施設及び規制基準が定められている。

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、最終改正：令和4年3月3日)に基づき、地域の区分ごとに排出基準(K値)が定められており、白石市、福島市、桑折町及び国見町は17.5となっている。

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号、最終改正：令和4年6月17日)に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

② 騒音

a. 特定工場等において発生する騒音の規制基準

特定工場等において発生する騒音の規制に関しては「騒音規制法」(昭和43年法律第98号、最終改正：令和4年6月17日)、「公害防止条例」(昭和46年宮城県条例第12号、最終改正：平成19年12月18日)及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」(平成8年福島県条例第33号、最終改正：平成30年12月25日)に基づき、宮城県では第3.2.8-11表(1)に示すとおり、福島県では第3.2.8-11表(2)、(3)に示すとおり規制基準が定められている。

事業実施想定区域及びその周囲においては、第3.2.8-3図のとおり、白石市で「騒音規制法」に基づく規制地域の指定、桑折町及び国見町で「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制地域の指定がある。また、用途地域の指定のない地域には、宮城県では「公害防止条例」に基づき第2種区域の規制基準が、福島県では「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき第3種区域の規制基準が適用される。

第3.2.8-11表(1) 特定工場等において発生する騒音の規制基準(宮城県)

区域の区分		時間の区分		
		昼間 (8:00~19:00)	朝・夕 (6:00~8:00) (19:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
第1種区域	文教地区、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
備考				
1. 上表に掲げる第2種区域、第3種区域、第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地及びその周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、上表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。				
2. 都市計画法に基づく用途地域の指定のない地域及び仙台市の一部の近隣商業地域については、公害防止条例施行規則に基づき「第2種区域」の規制基準を適用する。				

注：宮城県の指定地域は仙台市の都市計画区域及び石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村、美里町、女川町、南三陸町の都市計画法で定める用途地域である。

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」
 (昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号、最終改正：令和2年3月30日)
 「公害防止条例」(昭和46年宮城県条例第12号、最終改正：平成19年12月18日)
 「令和3年版宮城県環境白書」(宮城県、令和3年) より作成

第 3.2.8-11 表(2) 特定工場等において発生する騒音の規制基準
(騒音規制法：福島県)

区域の区分	時間の区分	昼 間	朝・夕	夜 間
		(8:00～19:00)	(6:00～8:00) (19:00～22:00)	(22:00～6:00)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域及びこれに相当する地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及びこれに相当する地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれに相当する地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	工業地域及びこれに相当する地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

備考
学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 50m 以内の区域では、上表に掲げる数値から 5 デシベルを減じた値となる。(第 1 種区域を除く。)

注：騒音規制法に基づく指定地域を有する市町村は、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、鏡石町、石川町、矢吹町、柳津町、会津美里町、富岡町、西郷村、泉崎村である。

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」
(昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日)
「騒音規制について」(福島県 HP、閲覧：令和 4 年 7 月) より作成

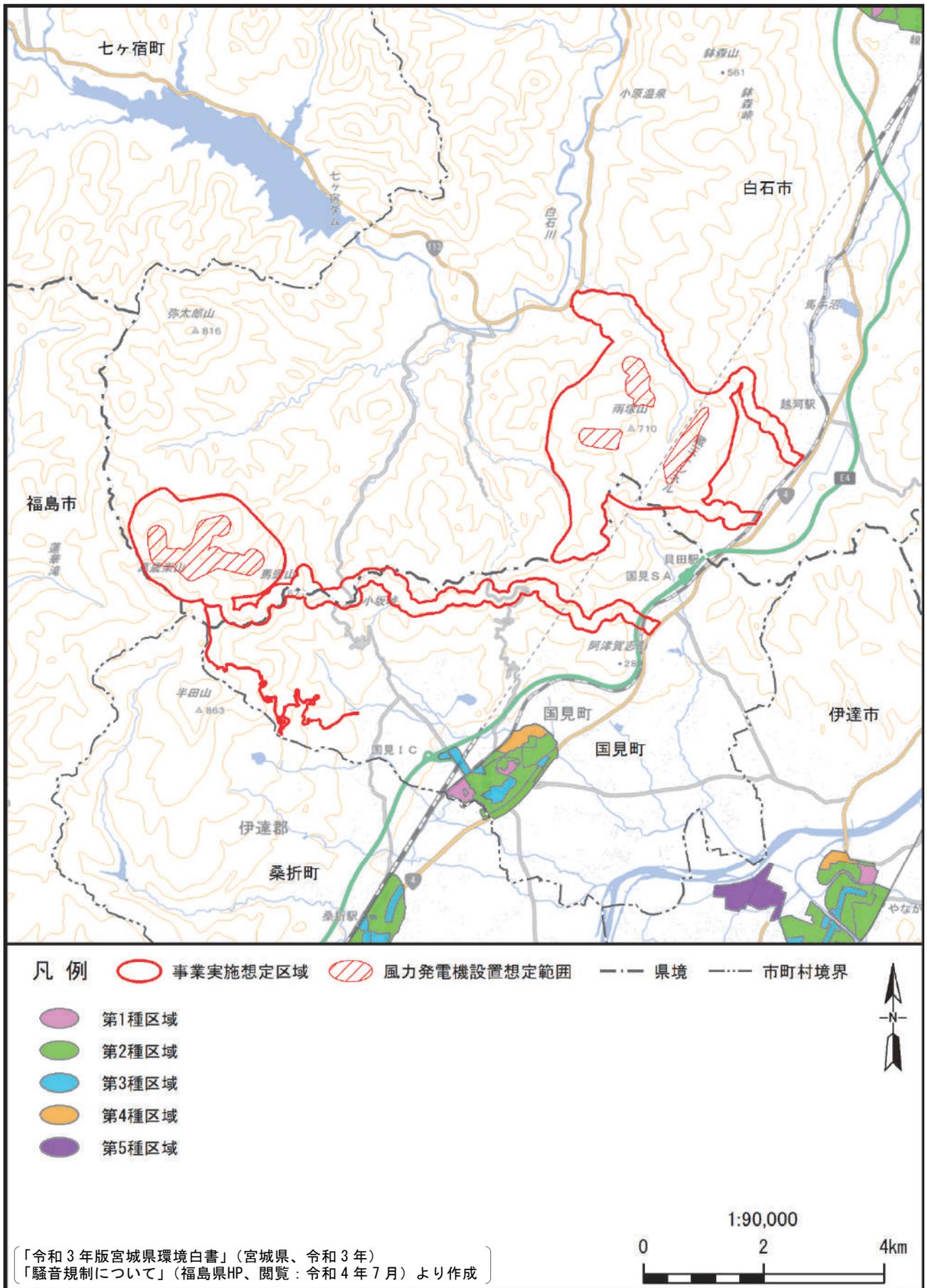
第 3.2.8-11 表(3) 特定工場等において発生する騒音の規制基準
(福島県生活環境の保全等に関する条例：福島県)

区域の区分	時間の区分	昼 間	朝・夕	夜 間
		(8:00～19:00)	(6:00～8:00) (19:00～22:00)	(22:00～6:00)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域及び田園住居地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに用途地域以外の地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第 5 種区域	工業専用地域	75 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

備考
学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 50m 以内の区域では、上表に掲げる数値から 5 デシベルを減じた値となる。(第 1 種区域を除く。)

注：規制地域は、騒音規制法の対象となる工場又は事業場を除く県内全域である。

「福島県生活環境の保全等に関する条例」
(平成 8 年福島県条例第 33 号、最終改正：平成 30 年 12 月 25 日)
「騒音規制について」(福島県 HP、閲覧：令和 4 年 7 月) より作成



第 3.2.8-3 図 特定工場等において発生する騒音に係る規制地域の状況

b. 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）、「公害防止条例」（昭和 46 年宮城県条例第 12 号、最終改正：平成 19 年 12 月 18 日）及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」（平成 8 年福島県条例第 33 号、最終改正：平成 30 年 12 月 25 日）に基づき、宮城県では第 3.2.8-12 表(1)に示すとおり、福島県では第 3.2.8-12 表(2)、(3)に示すとおり規制基準が定められている。

第 3.2.8-12 表(1) 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準（宮城県）

規制項目	基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
区域の区分					
第 1 号区域	85 デシベル (敷地境界線)	19:00～7:00	10 時間/日	連続 6 日	日曜日
第 2 号区域		22:00～6:00	14 時間/日		その他の休日
備考 第 1 号区域：第 3.2.8-11 表(1)に示す第 1 種、第 2 種及び第 3 種区域並びに第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園等の敷地 80m までの区域 第 2 号区域：指定地域のうち第 1 号区域以外の区域					

注：宮城県の指定地域は第 3.2.8-11 表(1)と同様である。

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日)
「令和 3 年版宮城県環境白書」（宮城県、令和 3 年）より作成

第 3.2.8-12 表(2) 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準
(騒音規制法：福島県)

規制項目	基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
区域の区分					
第 1 号区域	85 デシベル (敷地境界線)	19:00～7:00	10 時間/日	連続 6 日	日曜日
第 2 号区域		22:00～6:00	14 時間/日		その他の休日
備考 第 1 号区域：第 3.2.8-11 表(2)に示す第 1 種、第 2 種及び第 3 種区域並びに第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園等の敷地 80m までの区域 第 2 号区域：指定地域のうち第 1 号区域以外の区域					

注：福島県の指定地域は第 3.2.8-11 表(2)と同様である。

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日)
「騒音規制について」（福島県 HP、閲覧：令和 4 年 7 月）より作成

第 3.2.8-12 表(3) 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準
(福島県生活環境の保全等に関する条例：福島県)

基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日	該当地域
85 デシベル (敷地境界線)	19:00～7:00	10 時間/日	連続 6 日	日曜日 その他 の休日	県内全域（騒音規制法に基づく指定地域を除く）における、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲 80m 以内の地域

「福島県生活環境の保全等に関する条例」
(平成 8 年福島県条例第 33 号、最終改正：平成 30 年 12 月 25 日)
「騒音規制について」（福島県 HP、閲覧：令和 4 年 7 月）より作成

c. 自動車騒音の要請限度

自動車騒音については、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号、最終改正：令和4年6月17日）に基づいて要請限度が定められており、その基準は第3.2.8-13表に示すとおりである。

第3.2.8-13表 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分 昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
幹線交通を担う道路に近接する区域における特例	75 デシベル	70 デシベル
備考		
1. 宮城県におけるa区域、b区域及びc区域とはそれぞれ次のとおりである。 a区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域 b区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 2. 福島県におけるa区域、b区域及びc区域とはそれぞれ次のとおりである。 a区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域及びそれに相当する地域 b区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びそれに相当する地域 c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びそれに相当する地域 3. 宮城県の指定地域は第3.2.8-11表(1)、福島県の指定地域は第3.2.8-11表(2)と同様である。		

注：幹線交通を担う道路：①道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）

②①の道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日）
 「令和3年版宮城県環境白書」（宮城県、令和3年）
 「騒音規制について」（福島県HP、閲覧：令和4年7月）
 より作成

d. 風力発電施設から発生する騒音に関する指針

また、一定規模以上の風力発電を対象とした「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」が平成29年5月に環境省から地方自治体へ技術的な助言として通知されている。その概要は第3.2.8-14表のとおりである。

第 3.2.8-14 表 風力発電施設から発生する騒音に関する指針

風力発電施設は、静穏な地域に設置されることが多いため、そこから発生する騒音等のレベルは比較的低くても、周辺地域に聞こえやすいことがある。また、風力発電施設からは、ブレード（翼）の回転によって振幅変調音（スイッチュ音）が、また、一部の施設では内部の増速機や冷却装置等から純音性成分が発生することがあり、これらの音によりわずらわしさ（アノイアンス）を増加させ、睡眠への影響のリスクを増加させる可能性があることが示唆されている。一方で、風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。

このような知見を踏まえ、風力発電施設の設置又は発電施設の新設を伴う変更の際に、風力発電施設から発生する騒音等に関して、騒音問題を未然に防止するための参考となる指針を次のとおり定める

1. 対象

主として商業用に用いられる一定規模以上の風力発電施設の稼働に伴い発生する騒音を対象とする。

2. 用語

本指針における用語の意味は以下のとおりである。

○残留騒音：一過性の特定できる騒音を除いた騒音

○風車騒音：地域の残留騒音に風力発電施設から発生する騒音が加わったもの

3. 風力騒音に関する指針値

風力発電施設は山間部等の静穏な地域に設置されることが多く、まれに通過する自動車等の一過性の騒音により、その地域の騒音のレベルは大きく変化する。また、風車騒音は風力発電施設の規模、設置される場所の風況等でも異なり、さらに騒音の聞こえ方は、風力発電施設からの距離や、その地域の地形や被覆状況、土地利用の状況等により影響される。

これらの特徴を踏まえ、風車騒音に関する指針値は、全国一律の値ではなく、地域の状況に応じたものとし、残留騒音に 5 デシベルを加えた値とする（図 1 及び図 2）。ただし、地域によっては、残留騒音が 30 デシベルを下回るような著しく静穏な環境である場合がある。そのような場合、残留騒音からの増加量のみで評価すると、生活環境保全上必要なレベル以上に騒音低減を求めることになり得る。そのため、地域の状況に応じて、生活環境に支障が生じないレベルを考慮して、指針値における下限値を設定する（図 2）。具体的には、残留騒音が 30 デシベルを下回る場合、学校や病院等の施設があり特に静穏を要する場合、又は地域において保存すべき音環境がある場合（生活環境の保全が求められることに加えて、環境省の「残したい日本の音風景 100 選」等の、国や自治体により指定された地域の音環境（サウンドスケープ）を保全するために、特に静穏を要する場合等）においては下限値を 35 デシベルとし、それ以外の地域においては 40 デシベルとする。

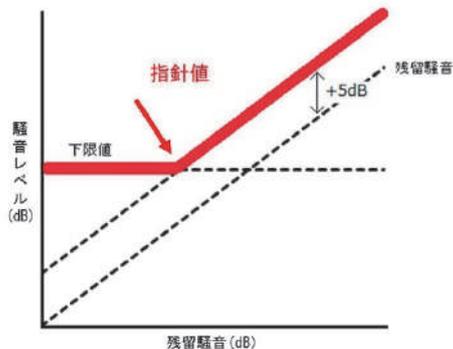


図 1 指針値のイメージ

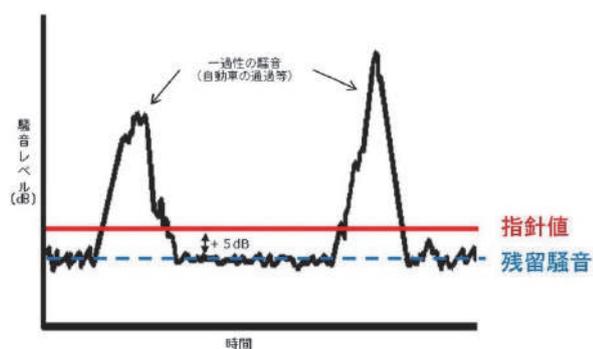


図 2 指針値と残留騒音のイメージ

4. 残留騒音及び風車騒音の測定方法及びそれらの騒音と指針値との比較の考え方（省略）

5. 注意事項

本指針の適用に当たっては、以下の点に注意すること。

○ 本指針は、騒音に関する環境基準、許容限度や受忍限度とは異なる。

○ 測定方法が異なる場合、測定結果を単純に比較することは出来ない。

○ 本指針は、風力発電施設から発生する騒音等に関する検討を踏まえて設定したものであるため、その他の騒音の評価指標として使用することはできない。

「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」
（環水大大発第 1705261 号、平成 29 年 5 月 26 日、環境省）より作成

③ 振動

a. 特定工場等において発生する振動の規制基準

特定工場等において発生する振動の規制に関しては「振動規制法」（昭和51年法律第64号、最終改正：令和4年6月17日）、「公害防止条例」（昭和46年宮城県条例第12号、最終改正：平成19年12月18日）及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」（平成8年福島県条例第33号、最終改正：平成30年12月25日）に基づき、宮城県では第3.2.8-15表(1)に示すとおり、福島県では第3.2.8-15表(2)、(3)に示すとおり規制基準が定められている。

事業実施想定区域及びその周囲においては、第3.2.8-4図のとおり、白石市で「振動規制法」に基づく規制地域の指定、桑折町及び国見町で「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制地域の指定がある。また、用途地域の指定のない地域には、宮城県では「公害防止条例」に基づき第1種区域の規制基準が、福島県では「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき第2種区域の規制基準が適用される。

第3.2.8-15表(1) 特定工場等において発生する振動の規制基準（宮城県）

区域の区分		時間の区分	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第1種区域	文教地区、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域		60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		65 デシベル	60 デシベル
備考				
1. 上表に掲げる区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準は、上表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。				
2. 都市計画法に基づく用途地域の指定のない地域及び仙台市の一部の近隣商業地域については、公害防止条例施行規則に基づき「第1種区域」の規制基準を適用する。				

注：宮城県の指定地域は第3.2.8-11表(1)と同様である。

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」
 (昭和51年環境庁告示第90号、最終改正：平成27年4月20日)
 「公害防止条例」(昭和46年宮城県条例第12号、最終改正：平成19年12月18日)
 「令和3年版宮城県環境白書」(宮城県、令和3年) より作成

第3.2.8-15表(2) 特定工場等において発生する振動の規制基準（福島県）
 (振動規制法：福島県)

区域の区分		時間の区分	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域及びこれに相当する地域		60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに用途地域以外の地域		65 デシベル	60 デシベル
備考				
学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね50m以内の区域では、上表に掲げる数値から5デシベルを減じた値となる。				

注：振動規制法に基づく指定地域を有する市町村は、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、鏡石町、石川町、矢吹町、西郷村である

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」
 (昭和51年環境庁告示第90号、最終改正：平成27年4月20日)
 「振動規制について」(福島県HP、閲覧：令和4年7月) より作成

第 3.2.8-15 表(3) 特定工場等において発生する振動の規制基準
(福島県生活環境の保全等に関する条例：福島県)

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		(8:00～19:00)	(19:00～8:00)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域及びこれに相当する地域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに用途地域以外の地域	65 デシベル	60 デシベル
備考 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 50m 以内の区域では、上表に掲げる数値から 5 デシベルを減じた値となる。			

注：適用地域は振動規制法に基づく指定地域及び中核市以外の県内全域である。

「福島県振動防止対策指針」
(平成 10 年福島県告示第 636 号、最終改正：平成 31 年 3 月 6 日)
「振動規制について」(福島県 HP、閲覧：令和 4 年 7 月) より作成

b. 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関しては、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)、「公害防止条例」(昭和 46 年宮城県条例第 12 号、最終改正：平成 19 年 12 月 18 日)及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」(平成 8 年福島県条例第 33 号、最終改正：平成 30 年 12 月 25 日)に基づき、宮城県では第 3.2.8-16 表(1)に示すとおり、福島県では第 3.2.8-16 表(2)、(3)に示すとおり規制基準が定められている。

第 3.2.8-16 表(1) 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準 (宮城県)

規制項目 区域の区分	基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
第 1 号区域	75 デシベル (敷地境界線)	19:00～7:00	10 時間/日	連続 6 日	日曜日
第 2 号区域		22:00～6:00	14 時間/日		その他の休日
備考 宮城県における第 1 号区域及び第 2 号区域とはそれぞれ次のとおりである。 第 1 号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち、学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園等の敷地 80m までの区域 第 2 号区域：指定地域のうち第 1 号区域以外の区域					

注：指定地域は第 3.2.8-11 表(1)と同様である。

「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)
「令和 3 年版宮城県環境白書 (資料編)」(宮城県、令和 4 年) より作成

第 3.2.8-16 表(2) 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準 (福島県)
(振動規制法：福島県)

規制項目 区域の区分	基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
第 1 種区域	75 デシベル (敷地境界線)	19:00～7:00	10 時間/日	連続 6 日	日曜日 その他の休日
第 2 種区域		22:00～6:00	14 時間/日		
備考 福島県における第 1 種区域及び第 2 種区域とはそれぞれ次のとおりである。 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域の全域並びに工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80m の地域、指定地域及び中核市以外の県内全域 第 2 種区域：第 1 種区域を除く地域。					

注：指定地域は第 3.2.8-15 表(2)と同様である。

「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)
「振動規制について」(福島県 HP、閲覧：令和 4 年 7 月) より作成

第 3.2.8-16 表(3) 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準 (福島県)
(福島県生活環境の保全等に関する条例：福島県)

基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日	適用地域
75 デシベル (敷地境界線)	19:00～7:00	10 時間/日	連続 6 日	日曜日 その他の休日	振動規制法に基づく指定地域及び中核市以外の県内全域

「福島県振動防止対策指針」
(平成 10 年福島県告示第 636 号、最終改正：平成 31 年 3 月 6 日)
「振動規制について」(福島県 HP、閲覧：令和 4 年 7 月) より作成

c. 道路交通振動の要請限度

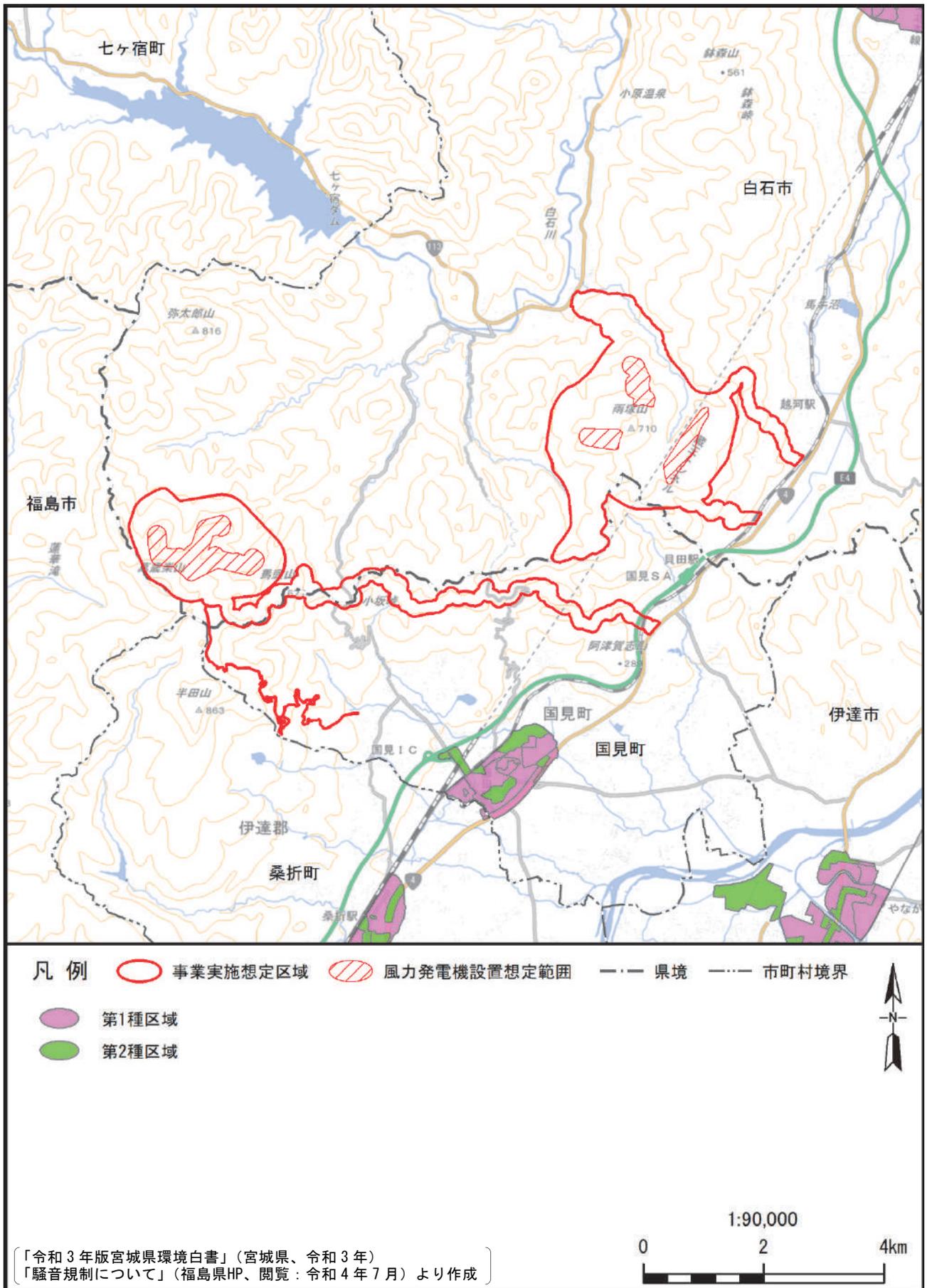
道路交通振動については、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づいて要請限度が定められており、その基準は第 3.2.8-17 表に示すとおりである。

第 3.2.8-17 表 指定地域内における道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考
1. 宮城県における第 1 種区域及び第 2 種区域の区分は、第 3.2.8-15 表(1)と同様である。
2. 福島県における第 1 種区域及び第 2 種区域の区分はそれぞれ次のとおりである。
第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域相当
第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域相当、工業専用地域
3. 宮城県の指定地域は第 3.2.8-11 表(1)、福島県の指定地域は第 3.2.8-15 表(2)と同様である

「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)
「自動車騒音・道路交通振動に関する要請限度」(宮城県 HP、閲覧：令和 4 年 7 月)
「振動規制について」(福島県 HP、閲覧：令和 4 年 7 月) より作成



第 3.2.8-4 図 特定工場等において発生する振動に係る規制地域の状況

④ 水質汚濁

事業実施想定区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づき全国一律の排水基準(有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目)が定められており、その基準は第 3.2.8-18 表(1)、(2)に示すとおりである。

また、宮城県においては、「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和 47 年宮城県条例第 40 号、最終改正：平成 18 年 3 月 23 日)、福島県においては、「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和 50 福島県条例第 18 号、最終改正：令和 3 年 10 月 12 日)により、県の区域に属する公共用水域について、水域ごとにより厳しい排水基準(上乘せ基準)が定められており、宮城県の上乗せ基準は第 3.2.8-18 表(3)、福島県の上乗せ基準は第 3.2.8-18 表(4)のとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲においては、宮城県では阿武隈川(白石川を含む)、福島県では阿武隈川及びこれに流入する公共用水域に上乘せ排水基準が定められている。

なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

第 3. 2. 8-18 表(1) 水質汚濁に係る排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L (※)
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
<p>1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p> <p>3. 塩化ビニルモノマー及びトランス1,2-ジクロロエチレンについては、有害物質として定められているが、排水基準は無い。</p>	

注：(※) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和4年5月17日）より作成〕

第 3.2.8-18 表(2) 水質汚濁に係る排水基準（その他の項目）

項 目	水質汚濁法に基づく許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
リン含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る湖沼） 「環境大臣が定める海域」平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る海域）</p>

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 4 年 5 月 17 日）より作成〕

第 3.2.8-18 表(3) 県条例に基づく上乘せ排水基準（宮城県）

区域	特定事業場	項目及び許容限度								適用排出 水量 (m ³ /日)
		生物化学的酸素 要求量 (mg/L)		化学的酸素 要求量 (mg/L)		浮遊物質 量 (mg/L)		ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/L)		
		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	鉍油類 最大	動植物 油脂類 最大	
阿武隈川 (白石川を含む)	食料品製造業に係るもの	60	80	-	-	70	90	-	-	30 以上
	死亡獣畜取扱業又はと畜業に係るもの	60	80	-	-	-	-	-	-	
	し尿処理施設に係るもの	30	-	-	-	-	-	-	-	
	砕石業、砂利採取業、旅館業若しくは飲食店に係るもの又は科学技術に関する研究等を行うもの	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他のもの	30	40	-	-	70	90	-	10	

注：1. 「-」は出典に記載がないことを示す。

2. 指定範囲は以下のとおりである。

① 阿武隈川（福島県との県境から河口まで）

② 白石川（右岸：刈田郡七ヶ宿町字大谷地道下 5 番地、左岸：刈田郡七ヶ宿町字大谷地道下 3 番地）から阿武隈川との合流点まで

〔「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」
（昭和 47 年宮城県条例第 40 号、最終改正：平成 18 年 3 月 23 日）より作成〕

第 3.2.8-18 表(4) 県条例に基づく上乗せ排水基準 (福島県)

種類	施設の種類の種類			許容限度	
				A 水域	
				日間平均	最大
シアン化合物	水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる施設			/	0.5
六価クロム化合物					/
生物化学的 酸素要求量	下水道整備地域に所在する 特定事業所に係る施設	下水道終末処理施設	30m ³ 以上/日	20	-
		上欄に掲げる以外の施設	30m ³ 以上/日	20	25
	その他の地域に所在する 特定事業場に係る施設	畜産農業に係る施設	10m ³ 未満/日	-	-
		食料品製造業、紡績業、繊維 製品製造業等に係る施設	30m ³ 以上 1,000m ³ 未満/日	50	60
			1,000m ³ 以上/日	20	25
		水産食料品製造業に係る施設	30m ³ 以上 1,000m ³ 未満/日	30	40
			1,000m ³ 以上/日	20	25
		旅館業及び研究、試験、検査 業等に係る施設	30m ³ 以上/日	-	-
		共同調理場、弁当仕出屋、飲 食店、病院、中央卸売市場、 地方卸売市場等に係る施設	30m ³ 以上/日	30	40
	と畜業等に係る施設	30m ³ 以上/日	60	80	
	し尿処理施設		30	-	
し尿浄化槽	30m ³ 以上/日	30	-		
上欄に掲げる以外の施設	30m ³ 以上/日	20	25		
浮遊物質 質量	下水道整備地域に所在する 特定事業所に係る施設	下水道終末処理施設	30m ³ 以上/日	70	-
		上欄に掲げる以外の施設	30m ³ 以上/日	70	90
	その他の地域に所在する 特定事業場に係る施設	畜産農業等に係る施設	10m ³ 以上/日	-	-
		食料品製造業、紡績業、繊維 製品製造業等に係る施設	30m ³ 以上 1,000m ³ 未満/日	60	70
			1,000m ³ 以上/日	50	70
		水産食料品製造業に係る施	30m ³ 以上/日	50	70
		旅館業及び研究、試験、検査 業等に係る施設	30m ³ 以上/日	-	-
		共同調理場、弁当仕出屋、飲 食店、病院、中央卸売市場、 地方卸売市場等に係る施設	30m ³ 以上/日	50	70
		と畜業等に係る施設	30m ³ 以上/日	-	-
	し尿処理施設		70	-	
	し尿浄化槽	30m ³ 以上/日	70	-	
上欄に掲げる以外の施設	30m ³ 以上/日	50	70		
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	石油化学工業に係る施設、石油精製業に係る施設及び廃 油処理施設		30m ³ 以上/日	/	-
	水産食料品製造業に係る施設		30m ³ 以上/日	/	10
	上欄に掲げる以外の施設		30m ³ 以上/日	/	10
フェノール類含有量	すべての施設		30m ³ 以上/日	/	1
銅含有量	非鉄金属製造業に係る施設		30m ³ 以上/日	/	2
	上欄に掲げる以外の施設		30m ³ 以上/日	/	2
亜鉛含有量	非鉄金属製造業に係る施設		30m ³ 以上/日	/	-
	上欄に掲げる以外の施設		30m ³ 以上/日	/	-

注：1. 「-」は、省令第 1 条に規定する排水基準を適用することを示す。

2. 斜線は、上乗せ排水基準の設定がないことを示す。

3. A 水域は阿武隈川及びこれに流入する公共用水域（猪苗代湖及び羽鳥湖を除く。）とする。

〔「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」
（昭和 50 福島県条例第 18 号、最終改正：令和 3 年 10 月 12 日）より作成〕

⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日) 第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事(市の区域内の地域については、市長)が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」のいずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・ 第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数)の許容限度
- ・ 第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数・臭気排出強度)の許容限度
- ・ 第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数)の許容限度

宮城県では、白石市を含む 13 市 2 町において「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づき、第 3.2.8-19 表(1)のとおり、臭気指数による規制基準が定められている。

福島県では、「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づき、第 3.2.8-19 表(2)～(4)のとおり、特定悪臭物質の濃度による規制基準が定められている。

事業実施想定区域及びその周囲においては、白石市、桑折町及び国見町の一部地域が規制地域となっている。

第 3.2.8-19 表(1) 臭気指数に係る規制基準(宮城県)

敷地境界線	排出口	排水
臭気指数 15	悪臭防止法第 4 条第 2 項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数	臭気指数 31
備考 規制地域は、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、亶理町及び七ヶ浜町の一部地域である。		

[「令和 3 年版宮城県環境白書」(宮城県、令和 3 年)より作成]

第 3.2.8-19 表(2) 特定悪臭物質に係る規制基準（敷地境界線の地表：福島県）

特定悪臭物質	区域の区分		
	許容限度 (ppm)		
	A 区域	B 区域	C 区域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

備考

- 福島市における A 区域、B 区域及び C 区域とはそれぞれ次のとおりである。
 A 区域：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、桜木町のうち、4 番及び 14 番から 17 番までの区域、堀河町のうち、1 番、2 番、8 番、9 番の区域並びに東浜町のうち、7 番から 9 番までの区域
 B 区域：商業地域（A 区域の 2 に掲げる区域を除く）及び準工業地域（A 区域の 3 に掲げる区域を除く）
 C 区域：工業地域及び工業専用地域
- 桑折町における A 区域、B 区域及び C 区域とはそれぞれ次のとおりである。
 A 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域及び近隣商業地域
 B 区域：準工業地域
 C 区域：工業地域
- 国見町における A 区域、B 区域及び C 区域とはそれぞれ次のとおりである。
 A 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域及び近隣商業地域、光明寺の区域のうち、字鹿野山、字鹿野、字入、字沼、字沢端、字土井、字蔵ノ内、字志久、字桜町、字浜井場、字車、字滝ノ下、字山岸、字沖及び字滝沢の区域、貝田の区域のうち、字寺脇、字切内、字町裏、字町後、字百枚大沢、字鍛冶、字山ノ神前、字石畑、字日照田、字熊坂、字立久根、字姥神及び字堂ノ上の区域、高城の区域のうち、字前、字簾鉢、字古屋敷、字下家老及び字原の区域、大木戸の区域のうち、字海道上及び字六角の区域
 B 区域：準工業地域、藤田の区域のうち、字北沖、字鶉町一から字鶉町四まで及び字三本木一の区域、徳江の区域のうち、字原、字番匠田、字久保田及び字熊野の区域、大木戸の区域のうち、字遠光原、字遠光原山、字手代田、字熊久根、字孝徳、字五反田、字正光寺、字大光寺、字久保、字沖田、字館、字前、字西原、字中ノ作、字馬捨、字耕ノ内、字大久保、字段ノ越、字赤穂、字中穂、字高橋、字大橋及び字馬場の区域、石母田の区域のうち、字国見山中、字国見山下、字国見前、字国見、字笠松、字弁天沢、字薬師堂、字深田、字芳田、字西館、字餅田、字築山、字館ノ内、字荒町、字樋口、字岩窪、字上ノ山、字四斗蒔、字榎下、字台、字上原、字下原、字芹沢、字駒場、字唐松、字中ノ内及び字肱曲の区域、内谷の区域のうち、字花館、字清上、字矢木沢二、字三ツ森、字東脇、字東、字場佐内、字東前及び字柿木堰の区域、鳥取の区域のうち、字中ノ町、字猿角田、字自莢沢、字葭原、字中島、字米田、字高瀬、字高瀬前、字高瀬前道下及び字沢田の区域、小坂の区域のうち、字小屋館一、字小屋館二、字寺家、字中川原、字宮五郎内、字上前田、字ミツヤ及び字古内の区域、泉田の区域のうち、字三ツ谷、字石渡及び字源女の区域、山崎の区域のうち、字上川前、字中川前、字下川前、字荒沢、字後柳、字火渡、字西畑、字館及び字稲荷林の区域
 C 区域：工業地域

「悪臭規制について」（福島県 HP、閲覧：令和 4 年 7 月）
 「令和 3 年度版 福島県環境」（福島市、令和 3 年）より作成

第 3.2.8-19 表(3) 特定悪臭物質に係る規制基準（排出口：福島県）

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンが規制対象物質であり、その規制基準は、次の換算式によって得られた排出口における排出量（悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 3 条に定める方法により算出して得た流量）である。

$$Q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

Q：流量（単位：温度 0 度、圧力 1 気圧の状態に換算した m³/h）

He：補正された排出口の高さ、有効煙突口(m)

Cm：敷地境界線の地表における規制基準値(ppm)

〔「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）より作成〕

第 3.2.8-19 表(4) 特定悪臭物質に係る規制基準（排水水）

特定悪臭物質	排水水の量 Q(m ³ /s)	許容限度(mg/L)		
		A 区域	B 区域	C 区域
メチルメルカプタン	$Q \leq 0.001$	0.03	0.06	0.2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.007	0.01	0.03
	$0.1 < Q$	0.002	0.003	0.007
硫化水素	$Q \leq 0.001$	0.1	0.3	1
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.02	0.07	0.2
	$0.1 < Q$	0.005	0.02	0.05
硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.3	2	6
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.07	0.3	1
	$0.1 < Q$	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.6	2	6
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.1	0.4	1
	$0.1 < Q$	0.03	0.09	0.3

注：福島市、桑折町及び国見町における A 区域、B 区域及び C 区域は第 3.2.8-19 表(2)のとおりである。

〔「悪臭規制について」（福島県 HP、閲覧：令和 4 年 7 月）
「令和 3 年度版 福島県環境」（福島市、令和 3 年）より作成〕

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく区域の指定に係る基準が定められており、その基準は第 3.2.8-20 表のとおりである。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（環境省HP、閲覧：令和 4 年 7 月）によると、令和 4 年 6 月 30 日現在、事業実施想定区域及びその周囲において、「土壌汚染対策法」に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、「令和 2 年度農用地土壌汚染防止法の施行状況」（環境省、令和 3 年）によると、令和 2 年度末現在、事業実施想定区域及びその周囲には「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

第 3.2.8-20 表(1) 区域の指定に係る規制基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 3 月 24 日）より作成〕

第 3. 2. 8-20 表(2) 区域の指定に係る規制基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 3 月 24 日）より作成〕

⑦ 地盤沈下

地盤沈下については、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）、「公害防止条例」（昭和 46 年宮城県条例第 12 号、最終改正：平成 19 年 12 月 18 日）に基づき、地下水採取の規制に関する指定地域が定められているが、事業実施想定区域及びその周囲において指定地域はない。

⑧ 土砂等の埋立て

土砂等の埋立てについては、宮城県では、土砂等の埋立て等を行う者、土地の所有者、土砂等を発生させる者及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等の規制に関し必要な事項を定めることにより、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、県民の安全の確保に資することを目的として、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（令和元年宮城県条例第 74 号）が策定された。土砂等の埋立て等を行う面積が 3,000 平方メートル以上である場合には、許可の申請が必要となる。

⑨ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む。）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑩ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

(3) その他の環境保全計画等

① 宮城県環境基本条例

宮城県は、県土の良好な環境の保全及び創造に向けて、「環境基本条例」（平成 7 年宮城県条例第 16 号、最終改正：平成 15 年 2 月 21 日）を制定している。

本条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されたものである。

同条例では、第 3.2.8-21 表のとおり、3 つの基本理念を定めている。

第 3.2.8-21 表 環境基本条例の基本理念

基本理念	
1	良好な環境の保全及び創造は、県民が健康で快適な生活を営むことができるように、人と自然が共生できる県土を構築し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
2	良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な県土を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
3	地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において環境への負荷の低減を図ることにより、推進されなければならない。

〔「環境基本条例」（平成 7 年宮城県条例第 16 号、最終改正：平成 15 年 2 月 21 日）より作成〕

② 宮城県環境基本計画（第4期）

「宮城県環境基本計画」は、「環境基本条例」（平成7年宮城県条例第16号、最終改正：平成15年2月21日）に基づき、宮城県の良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び県の施策の大綱を定めるもので、「新・宮城の将来ビジョン」の環境分野の個別計画であるとともに、本計画に連なる環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるものである。また、県民、事業者、民間団体などの各主体が、環境に関し考え、行動する際の指針となるものである。

宮城県では、「持続可能な開発目標（SDGs）」やパリ協定など国内外の動向を十分に踏まえるとともに、「宮城県震災復興計画」（宮城県、平成23年）以降の県民生活や社会経済活動の状況を見据え、環境課題の解決と宮城県の良好な環境の保全及び創造を実現していく環境政策の方向性を打ち出す必要があることから、令和3年3月に第4期となる新たな「宮城県環境基本計画（第4期）」（宮城県、令和3年）を策定した。

なお、宮城県環境基本計画（第4期）の概要は、第3.2.8-22表のとおりである

第3.2.8-22表 宮城県環境基本計画（第4期）の概要

計画概要	
計画期間	令和3年度から令和12年度まで
目指す環境の将来像	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土 ・持続可能な社会の実現に向けて全ての主体が行動する地域社会
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「震災復興計画」以降の社会・経済の状況を見据えた新しい宮城の環境の創造 ・SDGsや「地域循環共生圏」の考え方を踏まえた、環境・経済・社会の統合的向上 ・気候変動の影響への適応
将来像を実現するための政策・施策	<p>【脱炭素社会の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の更なる推進 ・気候変動対策の推進 ・徹底した省エネルギーの推進 ・地域に根ざした再生可能エネルギー等の導入・利活用やエコタウン形成の促進 ・水素社会の構築に向けた取組促進
	<p>【循環型社会の形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進に向けた全ての主体の行動の促進 ・循環型社会を支える基盤の充実 ・廃棄物や循環資源の3R、プラスチック資源の3R+Renewable（再生可能資源への代替）の推進 ・廃棄物の適正処理 ・公共施設等の適正な維持管理と有効活用
	<p>【自然共生社会の形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成 ・生物多様性の保全、自然環境の保全・再生 ・自然資本の活用と価値創造 ・自然環境における気候変動の影響への対策 ・やすらぎや潤いのある生活空間の創造 ・豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり
	<p>【安全で良好な生活環境の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・土壌環境及び地盤環境の保全 ・地域における静穏な環境の保全 ・化学物質による環境リスクの低減 ・放射性物質による環境リスクへの対応 ・気候変動の影響に対応した水資源の確保

〔「宮城県環境基本計画（第4期）」（宮城県、令和3年）より作成〕

③ 再生可能エネルギー・省エネルギー計画

宮城県では、「宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例」（平成 14 年宮城県条例第 41 号、最終改正：平成 29 年 3 月 23 日）に基づき、平成 17 年度に「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」（宮城県、平成 17 年）が策定され、震災後の状況を踏まえ平成 25 年度に改定が行われた。本計画は平成 29 年度に行われた中間点検の結果や昨今のエネルギーを取り巻く状況の変化を踏まえ、新たな計画として「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」（宮城県、平成 30 年）を策定したものである。

なお、再生可能エネルギー・省エネルギー計画の概要は、第 3.2.8-23 表のとおりである。

第 3.2.8-23 表 再生可能エネルギー・省エネルギー計画の概要

計画概要	
計画期間	平成 30 年度から令和 12 年度まで 基準年：平成 25 年度
将来像	【自然・気候】 ・適切に保全された恵み豊かな宮城の自然環境
	【暮らし・住まい】 ・地球の一員として自然と共生するライフスタイル ・無理なく消費エネルギーを減らせる住まい ・資源を大切に使う暮らし ・気候変動影響に適応した暮らし・住まい
	【まち・むら】 ・地域資源をエネルギー源として活用するまちやむら ・低炭素型の生活が定着している都市 ・地域資源が活用され、循環している農山漁村 ・気候変動影響に適応したまち・むら
	【産業・経済】 ・環境に配慮した企業経営と発展する環境関連産業 ・活力が溢れ成長産業化した林業・木材産業 ・低炭素型で魅力豊かに発展する農業・漁業 ・気候変動影響に適応した産業・経済
計画目標	(1) 再生可能エネルギーの導入量 35,969TJ（基準年比 2.2 倍） うち電力 23,262TJ（2,789 百万 kWh） (2) 省エネルギーによるエネルギー消費量の削減量 59,927TJ（対策前比 19.0%減） うち電力 31,799TJ（3,662 百万 kWh）（対策前比 24.9%減） (3) 電力自給率（再生可能エネルギー（電力）導入量／電力消費量） 25.3%（基準年比 5.5 倍） (4) エネルギー自給率（再生可能エネルギー導入量／エネルギー消費量） 14.1%（基準年比 2.6 倍）
施策展開のコンセプト	(1) 「地球市民マインド」 ～持続可能な開発目標（SDGs）～ (2) 「熱には“熱”を」 ～ジョー“熱”立県～ (3) 「地産地消エネルギーへのこだわり」 ～メイド・イン・みやぎのエネルギー～ (4) 「ヒト・モノ・コトをつなぐ」 ～県は”インターフェース”～ (5) 「環境・経済・社会の統合的向上」 ～クラ（暮）・サン（産）・カン（環）～
施策分野	(1) 県民総ぐるみの省エネルギーの行動の促進 (2) 省エネ化した建物・設備の導入促進 (3) 太陽光発電設備の更なる導入促進と持続利用の促進 (4) 地域に根ざした再生可能エネルギーの導入と地域での活用促進 (5) 震災の経験を踏まえ、環境と防災に配慮したエコタウンの形成促進 (6) 産学官連携によるエネルギー設備等環境・エネルギー関連産業の振興 (7) 水素社会の構築に向けた取組促進

〔「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」（宮城県、平成 30 年）より作成〕

④ 宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

宮城県では、平成 26 年 1 月に地球温暖化対策の地域計画である「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（宮城県、平成 26 年）を策定し、令和 2 年度の温室効果ガスを、平成 22 年度比で 3.4%削減することを目標として取組みを進めてきた。一方、平成 27 年 12 月に地球温暖化対策の新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択され、これを受けて我が国では、平成 28 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、令和 12 年度までに温室効果ガスを基準年の平成 25 年度比で 26%削減する目標を掲げている。また、平成 30 年 6 月には「気候変動適応法」（平成 30 年法律第 50 号）が制定されるなど、国内外で地球温暖化対策が強化されていることを踏まえ、平成 30 年 10 月に新たな目標の設定やコンセプトに基づいた施策を定めた「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（宮城県、平成 30 年）を策定した。

なお、宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要は、第 3.2.8-24 表に示すとおりである。

第 3.2.8-24 表 宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

計画概要		
計画期間	平成 30 年度から令和 12 年度まで 基準年：平成 25 年度	
将来像	【自然・気候】 ・恵み豊かな宮城の自然環境と人々の営み	
	【暮らし・住まい】 ・地球の一員として自然と共生するライフスタイル ・無理なく消費エネルギーを減らせる住まい ・資源を大切に使う暮らし ・気候変動影響に適応した暮らし・住まい	
	【まち・むら】 ・地域資源をエネルギー源として活用するまちやむら ・低炭素型の生活が定着している都市 ・地域資源が活用され、循環している農山漁村 ・気候変動影響に適応したまち・むら	
	【産業・経済】 ・環境に配慮した持続可能な産業・経済活動 ・環境・経済・社会を統合的に発展させる環境関連産業 ・活力が溢れ成長産業化した林業・木材産業 ・低炭素型で魅力豊かに発展する農業・漁業 ・気候変動影響に適応した産業・経済	
計画目標	宮城県における 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 31%削減 【補助目標】 ・1 世帯 1 日当たりのエネルギー消費量 26.1% (46.8MJ) 削減 ・自動車 1 台当たりのガソリン消費量 32.4% (272.4L) 削減 ・業務延床面積 1 平方メートル当たりのエネルギー消費量 36.4% (1.16GJ) 削減	
施策	緩和策	【暮らしにおける低炭素化の推進】 ・自然共生型ライフスタイルへの転換の促進 ・建物及び設備・機器の低炭素化の促進 ・3R が容易にできる製品の普及・仕組みの構築
		【地域における低炭素化の推進】 ・地域資源を最大限活用した再生可能エネルギー等の導入促進 ・エネルギー面で強靱かつ効率の高いまちづくりの促進 ・自然的特性を生かした低炭素型の地域づくりの促進
		【産業における低炭素化の推進】 ・環境に配慮した産業・経済活動の促進 ・環境関連産業のさらなる発展に向けた振興 ・林業の成長産業化の促進 ・低炭素型の農業・水産業の導入促進
	適応策	気候変動の影響への適応

〔「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（宮城県、平成 30 年）より作成〕

⑤ 第3次白石市環境基本計画

白石市では、豊かな自然環境を保全しながら、より良好な環境を築き継承するため、平成7年9月に他市町村に先駆けて「白石市環境基本条例」（平成7年白石市条例第22号、最終改正：令和3年3月10日）を制定し、その基本理念の達成に向け平成11年3月に「白石市環境基本計画」（白石市、平成11年）を策定した。その後、平成21年3月に同計画の改定を行い、地球温暖化など地球規模の問題から騒音や悪臭、廃棄物の不法投棄といった身近な生活環境の問題への対応など、多岐多様な施策を総合的、計画的に進めてきた。その後、平成31年3月に計画期間が満了となることから、これまでに掲げてきた理念を継承しつつ、目標とすべき白石市の環境の将来像「水とみどりを誇るまち しろいし」の実現に向け、さらに東日本大震災による再生可能エネルギーへの関心の高まりや、人口減少社会到来などの社会情勢の変化に対応しながら本市の環境政策をさらに推進できるよう、「第3次白石市環境基本計画」（白石市、平成31年）として改定を行っている。

なお、第3次白石市環境基本計画の概要は、第3.2.8-25表に示すとおりである。

第3.2.8-25表 第3次白石市環境基本計画の概要

計画概要	
計画期間	平成31年度から令和10年度まで
基本理念	(1) 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で快適な生活を営むうえで欠くことができないものであり、人と自然が共生できる地域の実現を図るため、人類存続の基盤である環境を将来の世代に継承されるように行われなければならない。 (2) 良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な地域を構築するため、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。 (3) 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において環境への負荷の低減を図ることにより、推進されなければならない。
将来の環境像	水とみどりを誇るまちしろいし
基本目標と施策	【「自然環境」 美しい山岳・水辺などの自然環境が残るまち】 ・動物・植物の保全 ・森林・農地の保全 ・公園や緑地の整備・緑化の推進 ・自然とのふれあい
	【「快適環境」 歴史あふれる快適なまち】 ・歴史的・文化的資源の継承 ・マナー・モラルの改善
	【「生活環境」 空気と水のきれいなまち】 ・水環境の保全 ・大気環境の保全 ・騒音・振動の抑制 ・その他の生活環境の保全
	【「循環型社会」 資源を有効活用する地域と資源が共生するまち】 ・廃棄物減量化の推進 ・廃棄物の適正な排出の推進 ・リサイクルの推進
	【「地球温暖化」 地球環境向上に貢献するまち】 ・地球温暖化対策の推進 ・省資源・省エネルギーの促進 ・再生可能エネルギーの導入促進
	【「パートナーシップ・環境教育・学習」 『みんなで環境づくりに取り組むまち』】 ・環境教育・環境学習の推進 ・環境保全活動の推進

〔第3次白石市環境基本計画〕（白石市、平成31年）より作成

⑥ 福島県環境基本条例

福島県では、人類の存続の基盤である地球の環境が有限なものであることを深く認識し、県民、事業者及び行政が相互に協力し合って、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるふるさと福島の実現を目指していくことを目的として、「福島県環境基本条例」（平成 8 年福島県条例 11 号、最終改正：平成 25 年 3 月 26 日）を制定している。

福島県環境基本条例では、第 3.2.8-26 表のとおり、基本理念及び施策の基本方針を定めている。

第 3.2.8-26 表(1) 福島県環境基本条例の基本理念

基本理念	
1	環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが県民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。
2	環境の保全は、地域における生態系が健全に維持され、及び人と自然との豊かな触れ合いが保たれることにより、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。
3	環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを旨とし、及び環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならない。
4	地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されるとともに、本県の経験、技術等を生かして国際的な協力の下に推進されなければならない。

〔「福島県環境基本条例」（平成 8 年福島県条例 11 号、最終改正：平成 25 年 3 月 26 日）より作成〕

第 3.2.8-26 表(2) 福島県環境基本条例の施策の基本方針

基本方針	
1	大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
2	生物の多様性の確保が図られること。
3	森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の状況に応じて適正に保全されること。
4	資源の循環的な利用、廃棄物の減量、エネルギーの効率的利用、地域の自然エネルギーの活用等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。
5	最上川水系その他の水系ごとの流域における環境について、総合的にその保全及び創造が図られること。
6	人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び良好な景観を構成する歴史的文化的資源の保全を図り、快適な環境の保全及び創造が図られること。

〔「福島県環境基本条例」（平成 8 年福島県条例 11 号、最終改正：平成 25 年 3 月 26 日）より作成〕

⑦ 福島県環境基本計画（第5次）

福島県では「福島県環境基本条例」（平成8年福島県条例11号、最終改正：平成25年3月26日）に基づき、「環境保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向」、「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を定めた「福島県環境計画」（福島県、平成9年）を策定し、県民、事業者、市町村等の各主体の参加と連携により積極的に環境保全の取組みを進めてきた。その後、第4次計画が終期を迎えることから、SDGs（持続可能な開発目標）やパリ協定の発効、国の第5次環境基本計画の策定、脱炭素社会の実現の推進、さらには新型コロナウイルス感染症対策への対応といった国内外における動きに加え、福島県総合計画の策定、環境回復の進展、「ふくしまグリーン復興構想」の策定、「福島県2050年カーボンニュートラル」宣言など、本県の環境をめぐる状況の変化を踏まえて、令和3年12月に「福島県環境基本計画（第5次）」（福島県、令和3年）を策定している。

なお、福島県環境基本計画（第5次）の概要は、第3.2.8-27表に示すとおりである。

第3.2.8-27表 福島県環境基本計画の概要

計画概要	
計画期間	令和4年度から令和12年度まで
基本目標	共につくり、つなぎ、かなえる、美しく豊かなみんなのふるさと福島
目指す将来像	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の安心した暮らしの実現に向けて、美しく豊かな県土の環境回復が一層進んでいます。 ・美しく豊かな自然環境の創造と継承により、持続的な発展が可能な社会が実現しています。
施策の体系と展開	<p>【基本姿勢Ⅰ 環境回復の推進】</p> <p>① 放射性物質による環境汚染からの回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線モニタリングのきめ細かな実施と分かりやすい情報発信 ・中間貯蔵施設事業の推進と安全確保 ・除染等の推進 ・汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進 <p>② 原子力発電所及び周辺地域の安全・安心確保</p>
	<p>【基本姿勢Ⅱ 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現】</p> <p>① 地球温暖化対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民総ぐるみの温室効果ガスの排出削減 ・再生可能エネルギーの更なる導入拡大と地域におけるエネルギーの有効利用 ・再生可能エネルギー・水素関連産業の育成・集積 ・福島新エネ社会構想の実現 ・気候変動への適応 <p>② 循環型社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮したライフスタイルの推進 ・廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用 ・廃棄物の適正な処理 ・環境と調和した事業活動の展開 <p>③ 自然共生社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全と自然とのふれあい ・野生鳥獣被害対策 ・猪苗代湖等の水環境保全 ・生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用 ・国立・国定公園等の保全と適正な利用 <p>④ 良好な生活環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気、水、土壌等の環境保全対策 ・公害紛争等の対応 ・化学物質の適正管理等 ・大規模な開発行為への対応 <p>⑤ あらゆる主体の参画による環境保全・回復活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の充実及び参加と連携・協働の推進 ・環境に配慮したゆとりある生活空間の形成 ・情報の収集と提供・発信

〔「福島県環境基本計画（第5次）」（福島県、令和3年）より作成〕

⑧ 福島県再生可能エネルギー推進ビジョン 2021～持続可能な社会を目指して～

福島県では、平成 23 年 3 月に「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」（福島県、平成 23 年）を策定し、東日本大震災後の情勢変化に伴う平成 24 年 3 月の改定を経て、「再生可能エネルギーの飛躍的な推進による新たな社会づくり」を進めてきた。その後、固定価格買取制度（FIT）の見直しや 2050 年カーボンニュートラルに向けた世界潮流、新型感染症の拡大に伴うエネルギー消費の分散化等の再生可能エネルギーを取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえた新たな基本方針として、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン 2021～持続可能な社会を目指して～」（福島県、令和 3 年）を策定した。

なお、福島県再生可能エネルギー推進ビジョン 2021 の概要は、第 3.2.8-28 表のとおりである。

第 3.2.8-28 表 福島県再生可能エネルギー推進ビジョン 2021 の概要

計画概要	
推進期間	令和 3 年度から令和 12 年度まで
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 環境への負荷の少ない低炭素・循環型社会への転換 <ul style="list-style-type: none"> ・省資源・省エネルギーの取組による低炭素型社会への転換 ・再エネの最大限利用、社会経済発展と自然環境保全の好循環 ② 復興（地域振興） <ul style="list-style-type: none"> ・地域への利益還元の仕組み構築／エネルギーの地産地消 ・関連産業企業の誘致、新規産業の育成、雇用創出
導入目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 2040 年の目標達成に向けて <ul style="list-style-type: none"> ・「2040 年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の 100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す」という目標を達成するために 2030 年度における中間目標を 70%とする。 ② 2030 年度の導入目標 <ul style="list-style-type: none"> ・設備容量として約 1,600MW の増加を目指す。
導入のための施策推進	<p>【第 1 の柱】再生可能エネルギーの導入拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 太陽光 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電の多様な促進（蓄電池や PPA の活用等） ・企業等による再エネ調達（RE100 への対応）に向けた大量導入 ・地産地消・自家消費の推進 ② 風力 <ul style="list-style-type: none"> ・阿武隈地域における 360MW の風力発電の導入 ・地域が主体となった更なる風力発電の導入（新規ポテンシャルの開拓） ・技術革新の動向を踏まえつつ漁業との共生等を前提とした洋上風力の検討 ③ 水力 <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設や農業用水路などを活用した身近な小水力発電の導入 ・大規模水力発電の機器更新等による出力増強 ④ 地熱 <ul style="list-style-type: none"> ・地元や関係者等との理解醸成を前提とした地熱発電（従来型）の推進 ・既存源泉の活用等による地域参加型の地熱バイナリーの導入 ⑤ バイオマス <ul style="list-style-type: none"> ・様々な資源の有効活用によるバイオマス発電等の導入 ⑥ 熱利用 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設での率先導入、工場等でのヒートポンプ活用 <p>【第 2 の柱】再生可能エネルギー関連産業の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー・エージェンシーふくしまによる県内企業への伴走支援 ・高校生・大学生・企業等を対象とした風力分野等 O&M 人材育成・確保 等 <p>【第 3 の柱】持続可能なエネルギー社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域でのエネルギーの活用（地産地消・スマートコミュニティの推進） ・再エネ導入に伴う地域貢献 等 <p>【第 4 の柱】水素社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水素ステーションと水素モビリティの普及（トラック等の物流利用も視野） ・水素利活用モデルの構築（工場での熱や原料利用、FH2R 等との連携） 等

〔「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン 2021～持続可能な社会を目指して～」（福島県、令和 3 年）より作成〕

⑨ 福島県地球温暖化対策推進計画

福島県では、平成 23 年 8 月、「福島県復興ビジョン」（福島県、平成 23 年）に原子力に依存しない社会を目指すことなどを踏まえ、地球温暖化対策と原子力依存からの脱却を両立させるという困難な課題に取り組み、解決していくため、平成 25 年 3 月に改定した「福島県地球温暖化対策推進計画」（福島県、平成 25 年）に基づき、地球温暖化対策を進めてきた。さらに、平成 28 年 3 月に策定した「福島県の気候変動と影響の予測」（福島県、平成 28 年）では、2040 年頃には現在より平均気温が 2℃程度、今世紀末には、削減努力がなされなかった場合には現在より 5.3℃上昇し、さまざまな分野に影響を及ぼすことが予測されたことから、推進計画に気候変動への適応策を追加し、平成 29 年 3 月に改定を行った。その後、令和元年東日本台風等による災害の影響がいまだに残るなど、地球温暖化対策は喫緊の課題となっていることから、令和 3 年 2 月の県議会において、知事が 2050 年までに脱炭素社会の実現を目指す「福島県 2050 年カーボンニュートラル」を宣言したこと等の動向を踏まえ、「福島県地球温暖化対策推進計画」（福島県、令和 3 年）として改定している。

なお、福島県地球温暖化対策推進計画の概要は、第 3.2.8-29 表に示すとおりである。

第 3.2.8-29 表 福島県地球温暖化対策推進計画の概要

計画概要	
計画期間	令和 4 年度から令和 12 年度まで
基本目標	県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進による福島県 2050 年カーボンニュートラルの実現
基本姿勢	① 県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底 ② 再生可能エネルギー等の最大限の活用 ③ 二酸化炭素の吸収源対策の推進 ④ 気候変動への適応の推進
削減目標	令和 12 年度に 50%、令和 22 年度に 75%削減、令和 32 年度に実質ゼロ（平成 25 年度比）
施策の体系	【視点 1 県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底】 ① 分野横断：地球にやさしいふくしま県民会議を中心とした県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進 等 ② 産業、民生業務部門：産学官金の連携による中小企業の脱炭素化に向けた取組支援 等 ③ 運輸部門：電動車への転換、公共交通機関の利用促進 等 ④ 民生家庭部門：ライフスタイルの変革、電化の促進 等 ⑤ 廃棄物部門廃棄物の排出抑制等の推進、環境に配慮した製品等の購入促進 等
	【視点 2 再生可能エネルギー等の最大限の活用】 ① 再生可能エネルギー等の導入推進 ② 地域循環型の再生可能エネルギーの利用推進 ③ 再生可能エネルギー導入からカーボン・オフセットへの展開
	【視点 3 持続的な吸収源対策の推進】 ① 森林吸収量確保 ② 都市緑化の推進 ③ 藻場・干潟による吸収量確保
	【視点 4 環境・エネルギー関連産業の活性化】 ① 環境・エネルギー関連産業の育成・集積 ② 環境・エネルギー関連産業のビジネスチャンスの拡大 ③ 新技術の研究・開発 ④ 水素社会に向けた対応
	【視点 5 未来のための環境・エネルギー教育の推進】 ① 環境・エネルギー教育の充実 ② 指導者の養成
	【視点 6 脱炭素型の地域づくりの推進】 ① 持続可能なエネルギー社会の構築 ② 環境負荷の少ないまちづくりの推進 ③ 港湾におけるカーボンニュートラルポートの形成

〔「福島県地球温暖化対策推進計画」（福島県、令和 3 年）より作成〕

⑩ 福島市環境基本計画

福島市では、「福島市環境基本条例」(平成10年福島市条例25号)に基づき、市民、事業者及び市が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、平成10年6月に「福島市環境基本計画」(福島市、平成10年)を策定した。さらに、平成23年3月に第2次となる「福島市環境基本計画」(福島市、平成23年)を策定し、平成25年4月に震災による原発事故を受け、計画の一部見直しを行い、環境施策を総合的かつ計画的に推進してきた。その後、令和3年2月に持続可能な開発目標(SDGs)や「パリ協定」の採択、国の各種計画の策定など環境を取り巻く国内外の情勢の変化や本市が直面している課題、市民・事業者のニーズを踏まえて、今後の環境政策のあり方を示す新たな「福島市環境基本計画」(福島市、令和3年)を策定している。

なお、福島市環境基本計画の概要は、第3.2.8-30表のとおりである。

第3.2.8-30表 福島市環境基本計画

計画概要	
計画期間	令和3年度から令和7年度まで
目指す環境都市像	安心安全で誇りがもてる環境を守り 未来に向け つなぎ 創出する 環境共生都市 ふくしま市
基本方針 ・ 基本施策 ・ 施策項目	【脱炭素社会の実現を目指した気候変動対策】 ① 地球温暖化対策の推進 ・再生可能エネルギーの有効利用の推進 ・温室効果ガス排出削減対策 ・森林等の吸収源対策 ② 気候変動の影響への適応策の推進 ・農作物被害対策 ・大雨等の災害対策 ・健康被害対策 ・生態系の保全
	【持続可能な循環型社会の構築】 ① 資源循環によるごみの減量化の推進 ・ごみの減量化の推進 ・ライフサイクル全体での資源循環の促進 ② 廃棄物の適正処理 ・一般廃棄物の適正処理及び施設の適切な維持管理・整備 ・産業廃棄物の適正処理の指導 等
	【生物の多様性を育む豊かな自然環境との共生】 ① 自然環境の保全と活用 ・森林の保全と活用 ・河川(水辺)の保全と改善 ・農地、里地里山の保全と再生 ② 自然とのふれあいの推進 ・自然とふれあう機会の創出 ・自然を体感できる憩いの場の創出 ③ 動植物の保全と外来種対策の推進 ・生態系全体を考慮した生物の生息・生育環境の保全 ・在来種の保護 等
	【安心安全を支える生活環境の保全】 ① 水資源の保全 ・生活排水、事業活動からの排水対策の推進 ・水質の監視や水源の維持・管理 ② 大気環境の保全 ・事業活動からのばい煙、自動車等からの排ガス対策の推進 ・大気質の監視 ③ その他公害等の未然防止 ・騒音・振動、悪臭、土壌汚染防止対策の推進
	【原子力災害からの環境再生の推進】 ① 放射線対策の充実 ・放射線に対する不安の軽減と健康管理 ・空間放射線量モニタリングの実施 等 ② 原子力災害に関する情報発信 ・本市の現状に関する正しい情報発信 ・農産物等の安全性や魅力の発信
	【市民・事業者とのパートナーシップによる地域づくり・人づくり】 ① 良好な地域資源の保全と創出 ・地域特性を活かした景観の形成・活用 ・自然環境保全関係指定地域の保護 等 ② 環境の側面からの経済活動の支援 ・環境産業(ビジネス)の支援 ・地域資源の活用と保全の好循環の創出 ③ 快適な都市環境の創出 ・環境に配慮した都市環境の確保 ④ 環境教育・環境学習の推進 ・あらゆる場での環境教育・環境学習の推進 ・環境教育・環境学習の場所・機会の整備 等 ⑤ 環境保全活動の推進 ・一人ひとりの環境保全の取組の推進 ・地域における環境美化活動の推進 ⑥ パートナーシップによるネットワーク形成の推進 ・市民、事業者、市が共創した環境保全への取組 ・各種団体等との連携・協力の推進

〔「福島市環境基本計画」(福島市、令和3年)より作成〕

⑪ 福島市脱炭素社会実現実行計画

福島市では、平成 23 年 3 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、温室効果ガス排出抑制等のための施策の推進を図る「福島市地球温暖化対策実行計画」（事務事業編・区域施策編）（福島市、平成 23 年）を策定し、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を実施するための取組みを推進してきた。あわせて、東日本大震災による原子力災害により、平成 27 年 2 月に「原子力に依存しない社会づくり」へ貢献するため、市民・事業者・市が一体となって再生可能エネルギーの導入を積極的に推進する「福島市再生可能エネルギー導入推進計画」（福島市、平成 27 年）を策定し、再生可能エネルギーの導入を更に推進してきた。その後、「パリ協定」の採択など国内外の情勢の変化や地球温暖化の進行を踏まえ、再生可能エネルギーと省エネルギーの両面から温室効果ガス排出削減を図るとともに、気候変動への適応策も併せて推進することを目的として、令和 3 年 2 月に「福島市地球温暖化対策実行計画」と「福島市再生可能エネルギー導入推進計画」を一体化し、気候変動適応法に基づく気候変動の影響に対する対策を新たに加えた「福島市脱炭素社会実現実行計画」（福島市、令和 3 年）を策定している。

なお、福島市脱炭素社会実現実行計画の概要は、第 3.2.8-31 表に示すとおりである。

第 3.2.8-31 表 福島市脱炭素社会実現実行計画の概要

計画概要	
計画期間	第 1 期計画期間：令和 3 年度から令和 12 年度まで 長期目標：令和 3 年度から令和 32 年度まで
目指す将来像	チャレンジ 2050 ゼロカーボンふくしま市
温室効果ガスの削減目標	・令和 12（2030）年度に 30%以上削減 ・令和 32 年度までに実質ゼロ
基本方針 ・ 基本施策	【再生可能エネルギーの導入拡大と効果的な活用】 ① 多様な再生可能エネルギーの最大限の導入 ② 水素を中心としたエネルギーの効果的な活用 ③ 域外エネルギーの利用促進
	【省エネルギー・省資源に向けたライフ・ワークスタイルシフト】 ① 交通・移動に関するシフト ② 建物・住宅等に関するシフト ③ 廃棄物に関するシフト ④ ライフ・ワークスタイルシフトを促す普及啓発・教育 ⑤ 省エネルギー・省資源に向けた市の率先的な取組
	【温室効果ガス吸収源の確保に向けた取組の推進】 ① 森林等の保全・適正管理の推進 ② 都市緑化等の推進
	【気候変動を見据えた対策の推進】 ① 農業、森林・林業分野における対策 ② 水環境・水資源分野における対策 ③ 自然生態系分野における対策 ④ 自然災害分野における対策 ⑤ 健康分野における対策 ⑥ 産業・経済活動分野における対策 ⑦ 都市生活分野における対策

〔「福島市脱炭素社会実現実行計画」（福島市、令和 3 年）より作成〕

⑫ 桑折町総合計画～献上桃の郷こおり未来躍動プラン～

桑折町では、東日本大震災と原発事故災害を克服すべく、平成24年2月に「桑折町総合計画～復興こおり創造プラン～」（桑折町、平成24年）、平成28年12月に「桑折町総合計画～献上桃の郷こおり創生プラン～」（桑折町、平成28年）を策定し、町の未来像である「みんなとつながり みんなが活躍できる 安心のまち桑折」の実現に向け、各種事業に取り組んできた。その後、令和2年からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、コロナ禍がもたらす、新たな社会情勢の変化を見据えた骨太の計画策定が必要となったことから、令和3年9月に「桑折町総合計画～献上桃の郷こおり未来躍動プラン～」（桑折町、令和3年）を策定している。

なお、桑折町総合計画～献上桃の郷こおり未来躍動プラン～の概要は、第3.2.8-32表に示すとおりである。

第3.2.8-32表 桑折町総合計画～献上桃の郷こおり未来躍動プラン～

計画概要	
計画期間	令和4度から令和13年度まで
町の将来像	「みんなが幸せを実感できる 元気なまち こおり」～「住み続けたいまち 住みたいまち こおり」の実現～
方針・施策	【活力と賑わいに満ちたまちづくり】 ① 農業の振興…農業後継者の育成強化と新規就農者の確保・支援、農地の効率的な利活用促進 等 ② 商工業の振興…商業の活力づくりの推進、新たなサービス導入による商業活性化 等 ③ 土地利用の推進…新たな土地利用の推進、都市的土地利用の推進
	【危機管理に備えた安全・安心のまちづくり】 ① 消防・防災の強化…危機管理体制の強化、消防・救急救助体制の充実、地域防災力の強化 等 ② 生活安全対策の推進…交通安全運動の推進、防犯活動の推進、消費者行政対策の推進
	【暮らしと自然が調和した豊かさを実感できるまちづくり】 ① 都市緑化・景観づくりの推進…魅力ある景観づくりの推進、公園や広場の利便性向上、緑化の推進 ② 道路・交通ネットワークの整備…広域交通網の計画的な形成、地域公共交通の充実 等 ③ 居住環境の充実…空家等対策、耐震化の推進、町営住宅の適切な管理 等 ④ 環境共生の推進…脱炭素社会実現への取り組み推進、再生可能エネルギーの導入推進 等 ⑤ 森林環境の保全…森林環境の保全 ⑥ 環境衛生の充実…廃棄物の適正な処理と資源循環型社会の形成、公衆衛生の向上、公害対策の推進
	【健康長寿で元気なまちづくり】 ① 健康づくりと医療の推進…心と体の健康づくりの推進、健康環境づくりの推進 等 ② 地域福祉と障がい者福祉の推進…地域ぐるみの福祉活動の推進、障がい者支援と社会参加の促進 ③ 高齢者福祉の推進…高齢者支援の充実、交通弱者対策の充実 等 ④ 生涯学習の推進…生涯学習活動の推進、公民館等施設の管理運営、芸術・文化の振興 等 ⑤ 生涯スポーツの推進…健康・体力づくりを目指す生涯スポーツの推進、スポーツ団体等の支援 等
	【子どもを大切にすまちづくり】 ① 子育て支援の充実…子ども・子育て支援事業の推進、母と子の健康づくり推進 等 ② 乳幼児保育と教育の充実…待機児童ゼロの堅持、幼児教育の質の向上と小中学校への接続 等 ③ 学校教育の推進…一人一人の能力を最大限に伸ばす質の高い教育の推進 等
	【交流で絆を育むまちづくり】 ① 観光交流の振興…観光・物産の振興、交流人口の拡大、地域づくり・地域振興 ② 歴史まちづくりの推進…歴史的風致維持向上計画の推進、文化財の保護・活用の推進 等 ③ 移住・定住の促進…移住・定住の促進 ④ シティプロモーションの推進…シティプロモーション戦略の推進、関係人口の創出
	【町民との共創と効率的な行財政運営】 ① 健全で持続可能な財政運営…町財政の健全性維持、自主財源（ふるさと納税等）の確保 等 ② 行政機能の充実強化…持続可能な行政運営、窓口業務の充実 等 ③ 誰もが参加できるまちづくりの推進…町内会活動の活性化、住民自治活動の活性化 等 ④ 広報・広聴の充実…多様な広報ツールを活用したタイムリーな情報発信、広聴機会の充実
重点プロジェクト	① 「21世紀の追分」推進プロジェクト ② 「安全・安心のまち」推進プロジェクト ③ 「環境に優しいまち」推進プロジェクト ④ 「健康で生き生きと暮らせるまち」推進プロジェクト ⑤ 「桑折っ子」育成推進プロジェクト ⑥ 「心地いいまち」推進プロジェクト

〔桑折町総合計画～献上桃の郷こおり未来躍動プラン～〕（桑折町、令和3年）より作成）

⑬ 桑折町地域まるごと省エネ計画～桑折町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～

桑折町では、平成 19 年度に第 1 期、平成 23 年度に第 2 期、平成 29 年度に第 3 期として「桑折町役場地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、自らの温室効果ガス排出量削減に向けた取組みを進めてきた。しかし、温室効果ガスの排出はあらゆる人の生活や事業活動に関係しているものであるため、令和元年 5 月に町・事業者・町民の全ての主体が地球温暖化に対する危機意識を持ち、各主体の役割に応じて温室効果ガスの排出抑制に向けた対策と気候変動への適応を総合的・計画的に推進することを目的とした「桑折町地域まるごと省エネ計画～桑折町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～」(桑折町、令和元年)を策定している。

なお、桑折町地域まるごと省エネ計画の概要は、第 3.2.8-33 表に示すとおりである。

第 3.2.8-33 表 桑折町地域まるごと省エネ計画の概要

計画概要	
計画期間	令和元年度から令和 12 年度まで
目指す将来像	「みんなとつながり みんなが活躍できる 安心のまち桑折」 ～21 世紀の追分 夢と活力に満ちた 「こおり新時代」の幕開け～
方向性	① 環境、経済、社会の統合的な向上に資するような地方創生型施策の推進を図ります。 ② 地域資源（自然資本、人口資本、社会資本）を維持・質の向上により、地域の経済社会活動の向上を目指します。 ③ 地域資源の活用を通じた環境保全の取り組みにより、地域経済・社会の課題解決を目指します。
削減目標	令和 12 年度までに、平成 25 年度比で 26%削減
基本目標 ・ 施策	【再生可能エネルギーの導入・利用促進】 ① 太陽光発電等の普及促進 ② バイオマス等の活用の推進
	【省エネルギーの推進】 ① 事業者の省エネルギーの推進 ② 町民の省エネルギーの推進 ③ 町の省エネルギーの推進
	【低炭素型まちづくりの推進】 ① 低炭素型車社会づくりの推進 ② 省エネルギーに配慮した建物への転換の促進 ③ 吸収源となる森林の保全・活用 ④ 地産地消の促進
	【循環型社会の推進】 ① ごみの減量化・資源化促進
	【適応策の推進】 ① 適応型防災対策の推進 ② 適応型健康対策の推進
	【多様な人々が取り組む環境づくり】 ① 情報交換の場の醸成 ② 体験・学習の場の創出

〔「桑折町地域まるごと省エネ計画～桑折町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～」(桑折町、令和元年)より作成〕

⑭ 桑折町再生可能エネルギー導入推進計画

桑折町では、平成 27 年 3 月に福島県の地における「脱原発」「原発全基廃炉」の考えの下、原子力に依存しない安全安心で持続可能な循環型社会を目指し、復興再生に向け原発に代わるエネルギーとして再生可能エネルギーの導入を推進するため、「再生可能エネルギー推進の町」を宣言し、平成 28 年 12 月には再生可能エネルギーのさらなる推進と新庁舎の建設などのプロジェクトを進めるため「桑折町総合計画～献上桃の郷こおり創生プラン～」(桑折町、平成 28 年)を策定した。以上を踏まえ、桑折町は町民、事業者、町が一体となって再生可能エネルギーの導入を一層推進するため、再生可能エネルギーの導入の方向性や具体的な取組みを示した「桑折町再生可能エネルギー導入推進計画」(桑折町、平成 29 年)を策定した。その後、令和 3 年 6 月に持続可能で包摂性のある社会を実現し、より良い未来をつくり、次世代へ引き継ぐため「地方創生SDGs推進の町」を宣言するとともに、9 月に「みんなが幸せを実感できる 元気なまち こおり」を基本理念とした「桑折町総合計画～献上桃の郷こおり未来躍動プラン～」を策定したことを受け、総合計画内の重点プロジェクト「環境に優しいまち」を強力に推進するため、「桑折町再生可能エネルギー導入推進計画」(桑折町、令和 4 年)として改定している。

なお、桑折町再生可能エネルギー導入推進計画の概要は、第 3.2.8-34 表のとおりである。

第 3.2.8-34 表 桑折町再生可能エネルギー導入推進計画の概要

計画概要	
計画期間	令和 4 年度から令和 13 年度まで
目指す将来像	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーによる電気導入量を増加させるため、桑折町地球温暖化実行計画や桑折町地域まるごと省エネ計画に基づき、民間活力の導入を図りながら、ZEH や ZEB をはじめとした省エネルギー化対策を推進するとともに、桑折町を特徴づけている緑豊かな自然環境や景観、歴史的・文化的風土、豊富な水資源との調和を保ちながら、地域特性にあった再生可能エネルギーの導入を町民、事業者、町が一体となって進めることで、令和 12 年までに、町内消費電力量の 40%以上のエネルギーを再生可能エネルギーによって、生み出すことを目指す。 ・再生可能エネルギーを積極的に導入し活用することにより、持続可能な循環型社会の構築、地球温暖化防止と環境への負担の少ない低炭素社会の実現を図るとともに、「再生可能エネルギー推進の町」宣言に基づいて、災害・非常時に強く、安全・安心なエネルギーによる地産地消の環境にやさしいまちづくりを進める。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入促進 ② 再生可能エネルギーの効率的な利用の推進
施策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 太陽光の有効利用 <ul style="list-style-type: none"> ① 自家消費への転換 ② 太陽熱利用 ③ 蓄電池の利用 (2) 水力の有効活用 (3) バイオマスの有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ① バイオマス熱利用 ② 木質バイオマス発電 ③ 木質以外のバイオマス発電 (4) 風力の有効活用 (5) 地熱の有効利用 (6) 温度差熱の有効利用 (7) 地中熱の有効活用 (8) その他エネルギー <ul style="list-style-type: none"> ① 電気自動車 ② 燃料電池自動車・水素ステーション (9) 再生可能エネルギーを活用したスマートコミュニティの形成

〔桑折町再生可能エネルギー導入推進計画〕(桑折町、令和4年)より作成

⑮ 第6次国見町総合計画

国見町では平成28年3月に策定した「第5次国見町総合計画（後期計画）」（国見町、平成28年）を5年間にわたるまちづくりの指針とし、「豊かで住みよいまち」をスローガンに将来の国見町を見据えた取組みを展開してきた。その後、現在の国見町の状況や社会情勢を的確に判断し、町民、地域、行政がそれぞれの役割を認識しながら、総合的、かつ計画的な町政の運営を図ることを目的として、令和3年4月に「第6次国見町総合計画」（国見町、令和3年）を策定している。

なお、第6次国見町総合計画の概要は、第3.2.8-35表に示すとおりである。

第3.2.8-35表 第6次国見町総合計画の概要

計画概要	
計画期間	令和3年度から令和12年度まで
基本理念	命を大切に 誰もが幸せに暮らすまち くにみ
目標・政策・施策	【健やかに暮らせるまちづくり（保健・福祉）】 ① いつまでも健康に暮らせるまち（保健） ・地域医療連携の推進 ・健康づくりの推進 ・継続的な保健事業の推進 ② 共に支えあい暮らせるまち（福祉） ・高齢者の日常生活支援 ・介護予防 ・支援の推進・障がい者の自立支援 等
	【安全・安心な優しいまちづくり（防災防犯・都市基盤・生活環境）】 ① 安全・安心に暮らせるまち（防災防犯） ・防災と災害時対策の充実 ・消防・救急体制の充実 ・交通安全・防犯の推進 ② 便利で快適なまち（都市基盤） ・有効な土地利 ・利用しやすい公共交通 ・住宅の整備と空家対策 ・道路・河川の整備 ③ 環境に優しいまち（生活環境） ・循環・再生型社会の実現 ・公園緑地と景観の保全 ・上下水道の整備
	【未来につながるまちづくり（子育て・義務教育・生涯学習）】 ① 安心して子どもを産み育てられるまち（子育て） ・子育て支援の推進 ・子どもの権利の保護 ② 生きる力をはぐくむまち（義務教育） ・子どもの生きる力の育成 ・地域とともにある教育 ・学習環境の充実 ③ 誰もがいつまでも学び続けられるまち（生涯学習） ・生涯学習の推進 ・芸術文化の振興 ・スポーツの推進 ・歴史まちづくりの推進
	【恵まれた資源を活かしたまちづくり（農林業・商工観光）】 ① おいしい農産物のあるまち（農林業） ・農業生産基盤の整備充実 ・担い手の育成と経営支援 ・ブランド開発と販路拡大 ② 魅力あふれる働きがいのあるまち（商工観光） ・商業の活性化 ・新産業創出と起業支援 ・道の駅利活用と観光振興
	【相互理解と共感のあるまちづくり（行財政）】 ① 身近で信頼されるまち（行財政） ・持続可能な行財政運営 ・職員の人材育成 ・効果的な広報広聴
	【町として生きる（協働・交流連携）】 ① 力をあわせてつくるまち（協働） ・協働のまちづくりの推進 ・人権の尊重 ・男女共同参画の推進 ② 人が集まりまた来たくなるまち（交流連携） ・交流連携の推進 ・移住定住と関係人口創出 ・プロモーションの推進

〔第6次国見町総合計画〕（国見町、令和3年）より作成